

LIBRA

2017年 1 月号

〈特集〉

クラス別研修制度

〈特別企画〉

「自治体内弁護士という選択」

～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ～

〈インタビュー〉

スポーツコンサルタント

長崎宏子さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2017年1月号

新年を迎えて

02 遅い法曹と弁護士会を目指して～到達点と今後の課題～ 会長 小林元治

特集

04 クラス別研修制度

- ・クラス別研修制度の概要 奥 国範
- ・統一テキストの作成経緯 軽部龍太郎
- ・意見交換会・交流会の報告 寅本章人
- ・世話人から(担任/副担任) 波戸岡光太/堂野達之
- ・受講者から(65期/66期/67期/68期)
遠藤温子/小寺悠介/内野寛信/原田雅史

特別企画

18 「自治体内弁護士という選択」

～自治体から法律事務所へ, 法律事務所から自治体へ～

インタビュー

22 スポーツコンサルタント 長崎 宏子さん

ニュース&トピックス

26 ・「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ」報告
・第31回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

連載等

30 常議員会報告 (2016年度 第8回)

32 常議員会議長席から

- ・東弁常議員会議長という得難い体験 野々山哲郎
- ・副議長席から見えるもの 庄司克也

34 今, 憲法問題を語る

第64回 シンポジウム「女性参政権獲得70年～過去・現在・未来～」 岡山未央子

35 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「刑の一部執行猶予について」 高橋順一

36 もっと知ろうよ! オキナワ!

第8回 辺野古埋立承認取消をめぐる違法確認訴訟に関する高裁判決 藤川 元

38 近時の労働判例

第47回 最高裁第二小法廷平成28年7月8日判決(行橋労働基準監督署長事件) 藤井 希

40 東弁往来: 第49回 法テラス千葉法律事務所 野原郭利

42 わたしの修習時代: 現在の礎である司法修習 58期 白鳥玲子

43 68期リレーエッセイ: 弁護士として働くということ 船井克矢

44 お薦めの一冊: 『薄紅天女』 藤井裕子

45 コーヒーブレイク: 学院へすゝめ 三澤英嗣

46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

48 会長声明

57 インフォメーション

新年を迎えて

遅しい法曹と弁護士会を目指して ～到達点と今後の課題～



東京弁護士会会長 小林 元治

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新たな年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

現在、東京弁護士会は、全国の弁護士・弁護士会と連携して、社会に弁護士の魅力を発信し、『遅しい法曹と弁護士会を創る』をスローガンにして、以下11の重点課題に取り組んでいるところです。

1 法曹養成制度改革

昨年の司法試験合格者は1583名と、まず早期に1500人とするとする日弁連方針までほぼ到達し、71期司法修習生からの給費・修習手当の創設のため、平成29年度予算に盛り込むべく関係機関と共に力を尽くしているところです。また、中・高校生を含む若者が法曹の使命と魅力に共感し、多様で有為な人材が法曹を目指す活動を日弁連、東京三会、法科大学院と連携して進めています。

2 民事司法改革

労働審判取扱支部の拡大など一定の成果を得た最高裁協議を、昨年12月から準備会を開催して家裁・簡裁の充実、IT利用による利用者の利便性確保などに取り組むべく活動を開始しています。証拠法制、判決執行、更には損害賠償法制、弁護士秘匿特権、行政訴訟法改革、法律扶助改革、提訴手数料の定・低額化などの課題と共にグローバルな視点での我が国の民事司法と法曹の養成確保にも取り組んでゆく必要があります。

3 司法アクセスの拡充

東弁を含む東京三会が設置している法律相談センターについては経費の合理化を図りながら、ネットによる法律相談予約、弁護士PHONE、昨年7月リリースした市民向けアプリ「ポケ弁」の広報にも力を入れています。

刑事の取り調べの可視化や被疑者弁護第3段階のための刑事訴訟法の改正が実現し、2～3年後の実施に向けた研修に着手しています。

4 人権課題の解決

性的マイノリティ等の人権課題に取り組むべく、東弁両性の平等委員会を「性の平等委員会」と名称を変更しました。年間10万件を超える児童虐待は社会問題化しており、児童福祉法改正により弁護士の配置が義務付けられたことに対応して児童相談所への弁護士配置検討WGを立ち上げて、都内の市区町村への需要に対応することとしています。

5 弁護士不祥事対策

東弁では、ここ数年懲戒申立件数が急増している現状に鑑み、迅速で効果的な体制をとるため、綱紀・懲戒調査員制度を立ち上げることにしました（11月臨時総会決議）。今年の4月からの稼働に向けて人選を進めているところです。

6 若手会員総合支援

蒲田と錦糸町法律相談センターにおいて中堅、若手弁護士によるOJT法律相談を実施しています。



NEW YEAR 2017

また、弁護士活動領域拡大推進本部、若手会員総合支援センターの宇宙部会などの新規の活動を全面支援しています。両委員会が開発した「ポケ弁」や「べんとら」をさらに普及させるための広報を行っています。

また、65期以降の会館特別会費を免除しました(11月臨時総会決議)。

7 財務の見直し

一般と特別会計全体を分析し、管理費の削減や若手会員の経済的軽減策について、財務問題検討WGを設置して検討中であり、年初早々に報告書が提出される予定です。

8 男女共同参画推進

昨年10月の常議員会決議において、東弁第二次男女共同参画基本計画を決定しその実行に着手しています。

9 東日本大震災・福島第一原発被災者支援

東日本大震災から5年を経過した現在もなお、津波被害による新たな街づくりや原発損害賠償請求には様々な課題が残されています。東弁がこれまで行ってきた震災を風化させない活動も予定されています。また、今後予想される首都直下型地震対策として災害対策基金(特別会計として2億円)を補正予算化し、災害対策委員会を中心に防災準備を継続します(11月臨時総会決議)。

10 安保法制と憲法改正

昨年3月施行された安保法制の憲法上の問題点を今後も訴えつつ、シンポジウム、学習会を継続しています。また、①国家緊急権条項の憲法への導入には人権保障と権力分立の見地から反対の会長声明を、②南スーダンにおける国連平和維持活動(PKO)のために派遣する自衛隊に対し「駆けつけ警護」の新任務と武器使用権限を付与する閣議決定に抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明をそれぞれ発しています。日本の恒久平和と人権を守る活動への一層の取り組みが求められます。海外での孤立主義や保護主義の動きが加速する中、日本の憲法と平和を守る活動が問われています。

11 東弁の執行機能強化

東弁は現在約8100名の会員を擁する全国最大の単位会です。東弁において会務が十全に機能して会内民主主義と会務執行が効果的かつ迅速に行われることは、東弁や日弁連、更には、司法全体の機能強化にも資する重要課題です。

役員が執行機能を強化できる東弁役員室のある6階の構造見直しを検討します。更なる広報戦略も検討課題です。

本年も引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

クラス別研修制度

2013年に始まった「クラス別研修制度」をご存じでしょうか。

これまでの4年間に、主に65期、66期、67期、68期の新入会員が受講されました。今年(2017年)の受講対象者は、主に69期の新入会員です。

私も本制度の発足当初より世話人(担任、副担任)を担当させていただき、とても有用な制度であると感じております。ただ、本制度についての理解が十分ではない会員も少なくないと思います。そこで、本制度をよりご理解いただくために、担当委員会のご協力のもと、本特集を企画いたしました。

新入会員はもちろんのこと、それ以外の会員(特に新入会員を雇用されている会員)にも、ぜひご一読いただけましたら幸いです。

(小峯 健介)

CONTENTS

- クラス別研修制度の概要
- 統一テキストの作成経緯
- 意見交換会・交流会の報告
- 世話人から(担任/副担任)
- 受講者から(65期/66期/67期/68期)

制度の紹介 -1-

クラス別研修制度の概要

弁護士研修センター運営委員会委員長 奥 国範 (54期)



1 制度発足の背景

クラス別研修制度は、新65期の一斉登録日である2012年12月23日以降に当会に入会した新入会員を対象として導入され、初年度である2013年開講は、2013年1月に新65期を中心とした新入会員向けに開講し、その後、順次、毎年2月頃から開講している。

制度の導入時、当会の会員は6,000名を超え(2016年12月現在では、約7,800名)、毎年300名~400名の新入会員が入会する中で、「顔の見えない」関係となり易く、以下のような課題が表面化していた。

①新入会員の執務形態について、既存の法律事務所

における勤務弁護士以外に、組織内弁護士や、いわゆる即時独立弁護士、早期独立弁護士、事務所内独立採算弁護士など多様化が進んでおり、OJTの機会や弁護士としての一般的な技術習得の機会にばらつきが生じている。

②司法修習委員会や司法研修所教官の報告によると、司法修習期間の短縮化に伴い、司法修習では、法曹に共通して必要とされるスキルとマインドの習得を主眼とし、弁護士の職務にのみ必要とされるスキルは弁護士登録後の研修でフォローすべきとの流れにあり、司法修習と弁護士特有の実務との架橋となる研修については、新規登録弁護士研修

及びその後の継続研修において実施する必要性が生じている。

- ③当会の新規登録弁護士研修における会務研修の未履修者が増加しており、会務活動や当会の制度に関する理解や関心が低下し、弁護士会の求心力が低下することが懸念されている。

そこで、クラス別研修制度の導入により、これらの課題を克服することが試行された。

2 制度の目的

上記の課題を克服するために、クラス別研修は、①弁護士としての基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）を涵養すること、②新入会員が相互に知り合う機会を作り、業務上の情報交換を容易にし、弁護士会における居場所をつくること、③当会の活動や制度に関する理解や関心を高め、委員会等の会務活動への参加率を高めることを目的とし、これらに目的に対応して、①頻出事件類型をテーマとした少人数双方向型の研修による研修効率の向上、②クラス内の懇親による同期入会者のコミュニティの形成（横のつながり）、③世話人とのコミュニケーション（縦のつながり）による会務活動への理解促進と当会への帰属意識の醸成という機能や効果が期待されている。

3 具体的内容

(1) 方式

概ね20名程度（規則上は30名まで）のクラスを編成し、各クラスに世話人2名（担任1名、副担任1名）を配置し、少人数双方向型のゼミ形式での研修を実施する。

(2) クラス編成

毎年、20名程度のクラスを20クラス程度編成する。一斉登録後の途中入会者については、20名程度の人数に達するごとに新規のクラスを編成し、随時、開講する。そのため、クラス編成にあたっては、男女比や勤務先の属性（法律事務所勤務か組織内弁護士かなど）などは考慮せずに機械的に編成する。

(3) 実施時間

18時30分に開始し、2時間の講義とする。当初は、他の継続研修と同様に18時開始としていたが、新入会員が参加し易い時間帯とする観点から2014年開講のクラス別研修から18時30分に開始することに変更した。なお、19時開始とすべきとの意見もあったが、研修終了後の懇親会開催への支障も考慮して18時30分開始としている。

(4) カリキュラム

全7回の構成とし、①民事事件一般（事件受任から訴訟提起まで）、②民事事件一般（第一審の手続）、③労働事件、④離婚事件、⑤交通事故事件（当初3年間は消費者事件）、⑥相続事件、⑦借地借家事件を題材としている。なお、クラス別研修の発足から当初3年間は、消費者事件を扱っていたが、アンケート回答などを参考に2016年開講から交通事故事件に変更された。

カリキュラムとして刑事弁護を扱っていないが、これは、刑事弁護委員会により、少人数のゼミ方式による経験交流会が別途実施されているためである。

(5) テキスト

テキストは、初年度については、クラス別研修制度実施プロジェクトチームが司法研修所教官経験者の助言を得て作成し、その後は、司法研修所教官経験者などにより構成されたクラス別研修バックアップ協議会（なお、クラス別研修が安定的に運営されて

いる現状を踏まえて2016年に廃止し、その機能を弁護士研修センター運営委員会に吸収した)の助言を得て、弁護士研修センター運営委員会が修正及び作成している。

具体的な事例を題材とし、事例に即応した設問を設けている。

(6) 新規登録弁護士研修における位置づけ

クラス別研修は、当会の義務研修である新規登録弁護士研修の一項目であり、日弁連の新規登録弁護士研修ガイドラインにおける集合研修の選択項目に該当する研修として位置づけている。

全7回のうち3回以上の履修が規則上の義務となっている。

義務研修としての新規登録弁護士研修を履修期間内に履修しない場合には、新規登録弁護士研修規則及び新規登録弁護士研修の未履修者に対する措置に関する細則に基づく不利益措置が課せられることとなる。

4 世話人

各クラスに担任1名、副担任1名の合計2名の世話人を配置している。担任には、新入会員と比較的近い立場にある若手弁護士を、副担任には担任をサポートできる中堅弁護士をあてることを想定している。

(1) 担任

担任の役割は、副担任と相談しながらクラス運営を行い、ゼミの進行役を担うことである。また、研修としてのゼミの進行のみならず、受講者相互間の親睦・懇親を深めることをサポートする役割も期待している。

担任の選任要件は、登録5年目から10年目までの会員であり、適任な人材のイメージは、ひと通りの弁

護士業務の経験があり、会務活動に積極的で、新規登録弁護士にとって気軽に接することができる親しみやすい人柄である。

(2) 副担任

副担任の役割は、担任と相談しながらクラス運営を行い、ゼミにおける議論が活発化し、充実した内容となるように担任を補佐するとともに、ビジネスマナーを含めて信頼される弁護士としての対応方法などを随時アドバイスすることである。また、研修としてのゼミの進行のみならず、受講者相互間の親睦・懇親を深めることをサポートしたり、新入会員が抱える悩み等の相談相手としての役割も期待している。

副担任の選任要件は、登録11年目以上の会員であり、適任な人材のイメージは、弁護士業務について幅広い知見を有するとともに、会務活動にも精通しており、かつ、新入会員にとって公私にわたる悩み等を相談できる親しみやすい人柄、面倒見のよい性格である。選任要件に登録年数の上限はないが、概ね20年目程度までが適任であると考えている。

(3) 報酬

世話人には、研修日当として1回2万円(源泉徴収前の金額)を支給している。なお、2017年開講からは源泉徴収後の手取金額が2万円となるように若干の増額を行う予定である。

5 クラス別研修における工夫

(1) 義務研修

クラス別研修は義務研修として位置づけている。規則上は3回以上の出席が義務とされるにとどまるが、良好なコミュニティ構築の観点からは全7回の皆勤出席を推奨している。新入会員からは、雇用弁護士や雇用組織との関係上、義務研修であれば参加し易い

が、任意の研修だと参加することに気が引けるので、義務回数を増やしてほしいとの声が聞かれている。義務回数の増加は検討していないが、雇用弁護士・雇用組織におかれては、全7回の皆勤出席にご理解、ご協力をお願いしたい。

(2) 懇親企画の推奨

良好なコミュニティ構築の観点から懇親企画の開催を推奨している。

当会の費用負担により第1回研修後にクラス毎の懇親会を開催しているが、その他の懇親企画は、各クラスの自主的運営に委ねている。多くのクラスにおいて研修後の懇親会が開催されているが、その頻度については、クラスによるバラつきがある。

懇親企画としては、研修後の懇親会を開催する例が多いが、これに加えて、週末のバーベキュー開催やゴルフ練習会などさまざまな懇親企画を開催している例が報告されている。活発な懇親企画の開催に期待している。

懇親企画の費用負担については、クラスの自主運営に委ねている。事実上、世話人が多くの費用負担をしている実態があることに鑑み、本年度については、2016年7月27日から2017年2月28日までの間にクラスの懇親企画を開催した場合には、企画日当として1回2万円（源泉徴収前の金額）を支給することとした。

研修後の懇親会はもちろん、それ以外の課外活動も支給対象とし、良好なコミュニティ構築のために懇親企画の実施を推奨している。

(3) MLの活用

クラス毎にMLを開設しており、クラス内の連絡や情報共有のために利用している。

毎回の研修テキストの配信やフォローアップ資料の配信のほか、懇親企画などのクラス内の連絡や当会

からの情報提供などにも利用している。

当会からの情報提供については、配信過多とならないように、弁護士研修センター運営委員会において配信対象を限定している。

クラス別研修の終了後においてもMLの運用は維持継続しており、クラス内の連絡のために活用されることを期待している。

(4) 振替制度

クラス別研修の全7回の日程は、担任・副担任の予定を考慮のうえ、あらかじめすべて確定しており、受講者の都合により日程を選択することができない。そのため、クラス別研修が義務研修であることを踏まえて他クラスでの振替制度を設けている。

なお、同一クラスでの継続的な受講により良好なコミュニティを構築することを推奨する観点から振替制度はあくまでも補完的なものとして位置づけ、振替先のクラスにおける少人数双方向型のゼミ運営を維持する観点から受け入れ可能な振替人数も限定している。

(5) 皆勤特典

クラス別研修の全7回の皆勤出席を推奨しており、全7回の皆勤者については、他の新規登録弁護士研修をすべて履修していることを条件に、次年度における弁護士研修センター主催の研修講座の受講料を無償とする特典を設けている。

なお、2015年3月に開催した「65期・66期合同意見交換・交流会」において景品抽選会を実施するにあたり、義務回数（3回）を超過した出席回数ごとに抽選券を1枚ずつ追加して配布することにより、多数回出席の特典とした例がある。67期・68期を対象とした2017年3月29日（水）に開催予定の意見交換会においても同様の取組を検討している。

表 出席率と平均出席回数

	2013年開講 (主に65期)	2014年開講 (主に66期)	2015年開講 (主に67期)	2016年開講 (主に68期)
第1回	90.1%	79.4%	87.8%	84.2%
第2回	78.9%	61.4%	67.8%	64.7%
第3回	69.8%	58.7%	66.6%	60.1%
第4回	57.5%	52.6%	53.8%	50.9%
第5回	45.9%	38.1%	49.2%	46.9%
第6回	47.0%	39.4%	47.7%	40.4%
第7回	49.1%	45.3%	47.1%	44.4%
平均出席回数	4.4回	4.0回	3.8回	3.8回
3回以上の出席者	97.7%	92.3%	87.4%	89.7%
4回以上の出席者	64.6%	54.0%	48.7%	54.2%

※2016年開講については第5回～第7回が未了のクラスがあるため、数値は今後若干変動する

*弁護士研修センター運営委員会作成

6 今後の課題

(1) 出席率

過去4年間の出席率と平均出席回数は、別表のとおりである。

回を追う毎に出席率が低下する傾向となっており、出席率の維持が課題である。出席率の低下の原因としては、さまざまな理由が考えられるが、義務回数である3回以上の出席者が90%程度であるにもかかわらず、義務回数を超過した4回以上の出席者が50%～60%程度まで低下することからすると、義務回数が大きく影響していることが否めない。

また、クラスによって出席率のバラつきが大きいことから、クラスのコミュニティ構築の程度によっても影響があると考えられる。

義務回数を超えた出席を促すためには、より一層の研修の充実と良好なコミュニティ構築を促進していく必要があるであろう。

(2) 他の支援制度との連携

クラス別研修は、3つの目的について、それぞれ相応の成果を挙げていると評価できる。

もっとも、OJT機会の付与の観点からは、若手会員総合支援センターが実施するOJT相談会などとの連携が必要となる。

また、世話人とのコミュニケーションによって、個別支援を必要とする新入会員を探知することが可能になっている。個別支援を必要とする新入会員には、

世話人を通じて、チューター制度や会員サポート窓口を紹介し、適時の利用を促すことが必要となる。

会務活動への理解促進の観点からは、会務研修の円滑な実施が求められる。

(3) 世話人の人材確保

クラス別研修制度の円滑な運営は、世話人の活躍に依拠するところが多い。

副担任については、担任経験者が登録11年目を迎えて副担任候補者としてスライドして担当いただくことを想定することができるが、担任については、常に新たな人材を求めている。もっとも、クラス別研修の受講経験がある65期が登録5年目を迎えるに至っており、今後は、担任候補者として期待される。

適任の人材発掘にあたっては各会派の協力が不可欠となっている。

7 結語

本特集では、研修テキストの工夫、2015年3月に開催した意見交換会・交流会の概要を報告するとともに、世話人経験者や受講経験者の声を紹介する。

クラス別研修制度は、順調に運用されており、受講者である新入会員にも概ね好評である。今後も安定的に運用するためには、多くの新入会員による継続的な参加と世話人の献身的な活躍が不可欠であり、新入会員の雇用弁護士を中心とした会員の理解と協力をお願いしたい。

統一テキストの作成経緯

弁護士研修センター運営委員会副委員長 軽部 龍太郎 (57期)



1 発端

クラス別研修制度の導入は、2012年度の斎藤義房東弁会長が、就任早々に打ち出した。それも、同年12月に入会する65期から始めるという。私は当時、研修担当嘱託として仕事をしていたが、話を聞いて「そりゃ無理でしょう」というのが第一感だった。

東弁の新入会員は400名近くに及ぶ。その全員をクラスに分けて研修を実施する。そのための人的・物的資源の確保は非常に困難である。しかし、「クラス別研修PT」で議論を重ねる中、20人×20クラス、全7回、弁護士会館の会議室を事前に一括予約、指導者は1クラスあたり2名の計40名、委員会と会派に推薦を依頼するという、綱渡りの制度設計で課題をクリアした。議論と並行して私が取り組むこととなったのが、教材の作成である。

2 構想

教材の必要性については、PTで強く主張した。40名もの指導者を確保するためには、指導の負担を極力減らさなければならない。中身としては、新入会員向けに架空の事例と設問からなるテキストを作り、担任及び副担任には設問の意図を記した解説も渡すものとした。これは倫理研修の「バズセッション」方式の運営に学んでいる。事例と設問があれば進行に迷うことはない。担任にとって経験が乏しい分野でも、詳しい解説があれば一定の情報提供ができる。とにかく安心して指導にあたることのできる環境を用意しなければならない。

3 執筆

「クラス別研修」を東弁よりも先に導入した単位会はあったが、統一テキスト作成の例はなかった。そのため、一から執筆することとなった。私は全7回のうち4回分を執筆し、加えて表紙のデザイン、注意書き、中身のレイアウトをちまちまと作った。執筆のコンセプトは「受任から解決までの流れを、初歩的なことを含め、体感できるようにする」というものにした。解説はできるだけ詳しく、分量を多めに書く。こうすれば、場が温まるまで担任が話のネタに困ることはない。

4 運用

毎年、担任・副担任向けの説明会を行っているが、その度に伝えていることは「解説は、設問の意図を担任・副担任に伝えるもの。また、話のネタに困ったときに使ってもらえればよいもの。担任・副担任の経験に基づく話ができるのなら、その方が出席者にとって印象深い」ということだ。本来、テキストや解説ありきの研修ではない。担任・副担任が仕事のコツと魅力を伝え、新入会員とよい交流ができることが一番である。

クラス別研修も4年目が終わる。およそ不可能だと思った制度が、1年足らずで開始にこぎつけ、その後も大きなトラブルなく続いている。熱意をもって指導にあたっていた担任・副担任の会員に深く感謝申し上げ、また、斎藤義房元会長、白井裕子元副会長、当時のPTメンバー及び東弁の担当職員に敬意を表して筆を擱くこととしたい。

制度の紹介 -3-

意見交換会・交流会の報告

弁護士研修センター運営委員会委員 寅本 章人 (65期)



1 開催概要及び目的

2015年3月9日に、クラス別研修を受講した65期及び66期の会員を対象として、クラス別研修に関する意見交換会・交流会が開催された。

2013年1月に開始されたクラス別研修に関しては、その実施要綱において、3年でその効果及びあり方を検証することが定められていたため、3年が経過する前にその評価、改善点等を調査する必要があったことに加え、クラス別研修が終了し、新規登録会員同士の交流の機会が少なくなっている状況において、再度懇親を深めるきっかけとなると期待されたことから、研修センター運営委員会と若手会員総合支援センターの共催で開催されたものである。

2 意見交換会における議論

意見交換会は、直前に告知された企画であったこともあり、受講経験者である65期及び66期の参加者は35名、世話人経験者の参加者は10名程度にとどまったが、活発な議論が交わされた。

議論が交わされた事項は、クラス編成の方法、研修の回数、各回の研修のテーマ、方式、テキストの量及び質、時間（開始時刻及び終了時刻）、最低受講回数（義務回数）、参加率の向上方法等多岐にわたるが、クラス別研修そのものは概ね好評であり、「事務所で扱っていない種類の事件について学ぶことができた」、「同期の横の繋がりができて良かった」などの意見が上がっていた。

そして、その中で出された意見に基づき、後に、研修のテーマとして「交通事故」が採用されたほか、新規登録会員が予習をしやすいようテキストをできる限り早期に配布するなど運用面における改善にも繋がった。

3 交流会の様子

意見交換会に続いて、交流会が開催された。

交流会においては、受講経験者同士が、近況を報告して懇親を深めていたほか、開催側も、時間や議題が限られていた意見交換会では聞くことができなかった若手会員の要望等を汲み取り、今後の支援に繋げることができるよう、適宜受講経験者との交流を図っていた。

また、交流会の中では、受講経験者を対象とした景品抽選会が行われた。景品としてはペア宿泊券やディズニーペアチケットなどが用意されていたが、景品抽選会においては、クラス別研修の参加率の向上のための取り組みの一つとして、受講回数が義務回数を超えている受講経験者に対しては、超えた分多くの抽選券を配布して、より多くの景品を獲得するチャンスを与えるよう工夫されていた。

4 今後の企画

開始から3年は経過したものの、クラス別研修にはまだまだ改善点が多くあると思われるため、意見交換会・交流会は、定期的に開催されることが望ましい。

次は2017年3月29日（水）に開催されることが決定しているので、新規登録会員には、クラス別研修をしっかりと受講した上で、是非とも意見交換会・交流会に参加して欲しい。

ご案内 67期・68期合同意見交換・交流会

日 時：2017年3月29日（水）18:30～21:20

場 所：3階 301会議室及び5階 502会議室（仮）

※検討中のため変更の可能性あり

1年間でこんなにも頼もしくなる

会員 波戸岡 光太 (60期)



私は3年間、クラス別研修の担任を受け持った。すばらしかった。テキストはOJTさながらの実践的内容であり、他に類を見ないテキストである。授業は車座になって、担任の進行、受講生の回答、副担任のアドバイスという流れでリズムよく進んでいった。受講生は1年を通じてたくましく成長していった。私の担当クラスでは毎回懇親会が行われ、受講生が互いの思いや悩みを打ち明け、共有し、明日への英気を養っていた。今でも年に数回、同窓会と称して集まり、絆を深めている。ロースクールと研修所に続く、クラス別研修という新たなつながりは、受講生にとっても、弁護士会にとっても、大切な財産となっている。

授業は新規登録して間もなく始まるので、受講生にとっては、準備書面にハンコを押すのも、裁判所に電話するのも、依頼者の電話を受けるのも初めてだらけの時期である。第1回目の授業では、互いの挨拶も名刺交換もぎこちない。

そんな雰囲気の中、担任である私の役割は「実務へようこそ」と受講生をナビゲートする兄弁役といったところだろうか。その隣りには頼もしい先輩弁護士が副担任にいらっしゃる。「1年間よろしくね。楽しくやろう！」とクラス別研修はスタートする。

使用するテキストは本当にすばらしい。実践的で中身も充実、それでいて予習の負担感がない。一般民事を扱う事務所に所属する受講生ならば明日出合っておかしくない出来事ばかりだし、インハウスや渉外事務所の受講生にとっても、一度はふれておきたい分野である。

そういう内容なので、私が受講生をぼんぼん指名

して回答を求めると、皆さん楽しみながらも本番だったらどうしようと冷や汗かきかき回答してくださった。そのあとで、温かく受講生を見守っている副担任に、確かな経験と知見に基づいたアドバイスをさせていただく。これがまた貴重な話でためになる。担任は登録10年以内の弁護士、副担任は登録11年以上の弁護士が担当する。なので話す内容と重みが比例的に違ってくる。私自身も大いに勉強となった。

こんな感じで回数を重ねてゆくと、クラスとしての一体感も目に見えて向上する。懇親会では日ごろのプレッシャーから解放されて、仕事もプライベートも分け隔てない話題で盛り上がっていた。私はそんなみんなを眺めているだけでも十分楽しい。

全7回の研修のうち後半になってくると、次第に業務が忙しくなってくるようで、やむなく欠席という受講生もちらほらできて少し寂しい。けれど、だからこそ、出席してくれる受講生と会えるのはとても嬉しい。遅れて来たって、その気持ちが嬉しい。

「今日の教材で出てきたことはきっと必ず役に立つからね」(担任)

「わかりました！」(受講生)

とこれまたいい絆ができたりする。

こんな感じで1年間の研修が終わるころ、別人のように頼もしくなった受講生が、車座になって最終授業を受けている。こうして成長した受講生は、必ずや依頼者に成果をもたらすに違いない。

ちなみに今でも毎月1回、有志卒業生たちと判例勉強の朝活を行っている。意欲的なメンバーの伸びしろは無限大である。

世話人・副担任から

かけがえのない学びと交流の場

会員 堂野 達之 (52期)



1 はじめに

「自分が新入会員のときに、こういう制度があればよかった！」

これまで4期にわたり副担任を務めさせていただいた私の一番の感想である。新入会員にとっては言うに及ばず、担任・副担任にとっても、とても魅力的な場であることを紹介したい。

2 新入会員にとっての魅力

まず、知識の「欠損」を埋められることが重要である。弁護士はどうしても扱う分野が偏りがちになるが、クラス別研修は全7回で多岐のテーマに亘り基礎的かつ実践的な作法や知識などを網羅しているのが優れたものである。担任・副担任の講義はもちろん、資料も実務の経験や知恵などが豊富に盛り込まれていて練られている。受講義務の回数が3回のため、7回全て受講する新入会員は決して多数ではないが、実に勿体ないと思う。

次に、新入会員が実務に直面して悩んだり疑問に思ったことを率直にぶつけられる場であることも大きい。私の担当したクラスでは、正規のカリキュラムが終わった後も、受講生から自分が担当している案件などについて自由に質疑応答や意見交換をするフリーディスカッションの場を設けたが、色々な質問、意見、経験談が飛び交って、私も大いに勉強になった。

そして、同じ登録期同士の交流の場となることも大きい。ロースクールや司法修習のつながり以外で多くの同期と知り合える機会となっている。クラス外でも、プロ野球観戦やバーベキューなどの企画をして親交を深めることもあった。

一クラスは20名もいるので、多様なバックグラウンドやキャリアをもった受講生が集まることも刺激的である。あるクラスでは、この業界なら誰でも知っている民法の著名な大学教授だった方や、環境庁や警視庁

などの官公庁で長年のキャリアを積んだ方が受講しておられ、ご自身の豊富な経験などやそれに基づく鋭い知見を述べておられた。賃貸借契約の裁判上の和解条項には信賴関係破壊法理が適用されるかが問題になったときも、理論的にはどのように考えられるかを元大学教授の新入会員から意見をお聞きして、なるほどと感銘を受けたこともあった。

そして、クラス別研修の隠れた魅力は、研修後の「懇親会」(つまり飲み会)である。同期同士や、経験のある担任・副担任を交えて、率直かつ気軽に話ができる場というのは大変貴重である。私も、就職活動などの様々な新入会員の悩みを聞いたことがある。新入会員の皆様には、多忙でもあるだろうし全てとは言わなくても、可能であれば積極的に懇親会に参加されることを強くお勧めしたい。

3 副担任(担任)にとっての魅力

司法試験の勉強に励んでこられた皆様にはお分かりいただけと思うが、学ぶことの最大の効果的な方法は「人に教える」ことである。新入会員に自分の経験に基づいて適切に分かりやすく教えるにはどうするか、と頭を巡らせることで頭の中が整理されて、理解が深まり新しい発見が出てくる。

何より、新入会員の率直な疑問に答えたり、懇親会や親睦企画で交流することは、刺激的でリフレッシュされる。

4 最後に～新入会員のボス弁の皆様へ

以上のとおり、クラス別研修は新入会員にとって貴重な学びの場です。新入会員を勤務弁護士として迎え入れる経営弁護士の皆様、特別な事情がない限り、研修の全ての回について懇親会も含めて出席していただきたいと思います！

受講者・65期から

クラス別研修を受講して

会員 遠藤 温子 (65期)



特集

クラス別研修制度

皆さんは、もう一度修習時代に戻りたい、または受験生時代に戻って法律の問題に取り組んでみたい！と思う瞬間が弁護士になってから何回かなかっただろうか。いや、責任ある仕事に取り組み、自活できる生活を味わってしまった今、実際にあの頃に戻れと言われたら、絶対に戻りたくないのだけれど、それでもふとした瞬間に思うことがある。実務を知った今だからこそ、法律の勉強をしなおしてみたい、と。

それほど、実際の生の事案にふれながら学ぶ法律と、机の上で本を読みながら学ぶ法律は考えるべきことや一回の勉強で身につくことの質が異なる（どちらかといえば堕情な受験生だった私と異なり、きちんと勉強されてた方々はもしかしたらそういうこともバッチリ学んでいたのかも知れないけれど）。

クラス別研修は、最近はOJTの機会が少ない新人が増えていると言われる中で、実務にふれながらの勉強と机上の勉強との隙間を埋める機能を有しており、月に一回のクラスは、実務に戸惑う新人弁護士にとって実務の事前準備のような役割を果たしていた。

とくに、毎回授業の最後で具体的な事案についてクラス内で相談する時間があり、その内容は、回を重ね受講者達が経験を積み重ねるにつれてどんどんと具体的かつ濃厚で興味深いものとなっていく。

もちろん、授業そのままのシチュエーションが実際にあった、というようなことはない。ただ、クラス別研修のロールプレイ形式の授業は実際の事件の予行練習のような効果があったので法律相談をする際の緊張をほぐしてくれたりした。

また、クラス別研修は、同期の弁護士だけでなく上の期の弁護士と知り合う良い機会でもあったと聞く。弁護士になってから弁護士と知り合う機会が多いとはいえ、知り合ったからといって何かを相談できる関係にまでなるには相当な時間がかかるものである。しかし、クラス別研修の講師であれば相談しやすいという新人も多かったと推察する。ある弁護士は、当時事務所にいた新人弁護士がわからないことがあるたびに、同期の友達に電話で聞いていたので（当時は今ほどメールが普及していなかった）、同期の同じくらいの経験しかない人間に疑問点を聞いても仕方がないからやめなさいと諭したことがあると話してくださって、同じようなことをしていた私も反省ひとしきりだった。それでも、同じ事務所の弁護士には相談しにくいこともあるだろう。また、幸いにして私は、そのような経験はないのだが、ともすれば、事務所内の狭い人間関係に悩み、誰にも相談できない新人も多いと聞く。そういう弁護士であってもクラス別研修に出れば他の弁護士と話したりすることで自分の状況を客観視できるようになり、事務所を変えるなどの次の行動に出やすくなるのではないかと。

だから、新人弁護士にはとりあえずクラス別研修に積極的に参加することをお勧めしたい。

受講者・66期から

クラス別研修について

会員 小寺 悠介 (66期)



1 クラス別研修とは

クラス別研修とは、基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養、新規登録弁護士会員同士が知り合う機会を確保し業務の情報交換や、弁護士会の活動・制度に関する理解・関心を高めるために行われるものである。定められたカリキュラムを20名前後にクラス分けされたクラスごとにゼミ形式で実施し、各クラスには、5年から10年の弁護士経験年数を有する当会の会員がクラス担任として、また11年以上の弁護士経験を有する会員が副担任（相談役）として配置されゼミ運営を援助する形式となっている。回数は全7回あり、3回以上の出席が研修修了要件となっている。

2 クラス別研修の内容

振り分けがされたクラスごとにメーリングリストが開設され、受講前に担任から課題（問題文と設問）が送られてくるので、クラス別研修前に自分なりに回答を考えてくることになる。

クラス別研修の際には担任から質問がされ、それに回答し、その回答を受けて担任が説明したり、他の同期と議論をしたりすることになる。副担任は必要があるときは適宜コメントをすることがある。

各回のテーマは離婚や相続、労働事件等弁護士として扱うことが多いであろう分野であり、基本的なことを学べるのは非常に良いことである。単に本を読むだけでなく、双方向のゼミ形式で発言することにより、能動的に考えることができ、実践に役立つものになる。

3 クラス別研修の効果

クラス別研修の効果として、もちろん基礎的な実務スキルの獲得はあるが、それに加えて、同期や担任、副担任等の会員と知り合う機会も重要である。クラス別研修のように定期的集まる機会があると、互いにどのような人物であるかやどのような事務所にいるか等がわかり、より深い関係性を構築することができる。私自身も、事件処理に悩んだ場合には時としてクラス別研修の同期や担任、副担任に質問することがある。このように縦と横のつながりを作るという意味でもクラス別研修の役割は大きいといえる。

4 クラス別研修終了後

クラス別研修が終了してからも、最初に開設したメーリングリストはそのまま使用することができる。そのため、何か質問があったりするときは担任、副担任、同期にメールを流すことができ、重宝している。

私のクラスでは、終了した次の年は大体2か月か3か月に一度のペースで集まって勉強会を行っていた。夏にはビアガーデンで暑気払いを行ったりするなど、クラス別研修があったときと変わらない雰囲気を続けることができている。そのような関係性が継続できているためか、事務所の移籍等いろんな相談もできているようである。

ノウハウの泉—クラス別研修—

会員 内野 寛信 (67期)



はじめまして、私は都内の法律事務所に勤務させて頂いており、今年で3年目となる67期の弁護士である。この場を借りて、東弁のクラス別研修制度の魅力をお伝えしたいと思う。

東弁のクラス別研修制度では、新人弁護士が10～15名程度集まり、担任・副担任の下（私のクラスの副担任は慶應ロースクール時代からご指導頂いている会員であった）、ディスカッション形式で弁護士の実務について学ぶ貴重な機会を提供して頂ける。

取り扱う問題は、例えば、「民事事件の相談から解決まで」、「離婚事件」、「労働事件」及び「執行・保全」等、弁護士の実務の世界では頻繁に出くわすトピックばかりである。

私は、クラス別研修制度について、業務との関係でやむを得ず欠席しなくてはならない日以外は極力出席することを心掛けていた。むしろ、普段、いわゆる「企業法務」を扱っているとされ、特に大手法律事務所勤務の新人弁護士の会員ほど、クラス別研修に是非参加すべきであると感じた。その理由は以下のとおりである。

1 実務においては ノウハウこそが命であること

弁護士の実務の世界に出てもう3年目の年に突入したが、実際に本で勉強した知識よりも遥かに実際の案件での経験や、経験した弁護士からのノウハウの方が使える強力な武器となることが分かった。クラス別研修では同期の弁護士の会員はもちろん、経験豊富な担任・副担任からの豊富なノウハウを伺うことができる大変貴重な機会となるからである。

2 普段やらない分野であるからこそ 学ぶ機会を得る必要があること

司法研修所での刑事科目に対する気持ちと類似しているところがあるが、普段扱わない分野に対する、消極姿勢は悪い傾向だと思う。普段、触れなさそうな分野だからこそ、勉強してみる価値はあると思うし、何かの機会に予想していなかった分野の仕事の相談が来るかもしれない。そういった時のためにも、普段やらなさそうな分野であるからこそ、是非とも受講すべきだと思う。

3 色々な弁護士に出会えること

いわゆる大手法律事務所にいると、所内の弁護士の人が多いことから、色々な弁護士の方と会う機会があると錯覚してしまうが、むしろ大手事務所の仕事の進め方やスタイルは特殊な要素を含んでいると思う。したがって、自分の事務所以外の会員の方とお話できる機会があるだけでも大変貴重だと思う。

以上のとおり、このクラス別研修で得られるものは大変多く、是非とも新人の弁護士の会員の方には参加して頂きたいと思う。特に、大手事務所に勤務する会員こそ「自分は大手事務所だから関係ない」と思わず、積極的に参加して欲しい。

以上が、私がクラス別研修に参加して良かったこと及び後進に積極的な参加を求めたい理由である。

最後に、担任・副担任だった会員には、平素の業務で大変お忙しいところ、多くの時間を割いて新人研修の準備をして頂き、大変分かりやすく実り多い研修をして頂いたこと、そして、研修期間を終えた今でも、メーリングリスト等を通じて、クラスに所属していた（元新人）弁護士に業務を始め、イベントのお誘いなどを頂き、大変感謝している。

受講者・68期から

企業内弁護士としてのクラス別研修制度の意義

会員 原田 雅史 (68期)



1 クラス別研修に参加するにあたって

私は、輸送用機器メーカーに勤務し、契約書レビュー等の予防法務を中心とした業務を行っている。個人事件は受任できないため、クラス別研修で取り扱われる離婚、相続、交通事故等の案件に触れる機会はない。私は、勤務当初、一般民事や刑事事件を扱わず法廷に立つ機会がないこと、社内に他の弁護士がいないという状況に不安がないわけではなかった。

そんな私は、クラス別研修を、同期が日々行っている業務内容を知り、弁護士一年目の経験を追体験し、擬似的に企業内弁護士以外の経験を積むことで安心感を得る場所にしたいと考えていた。

2 実際に参加した感想

クラスで取り扱った事例の多くは一般民事や家事事件であり、私の普段の業務とは一見かけ離れていた。しかし、相談を受け、見通しを考え、問題の処理にあたることは、企業内弁護士でも同じであり非常に有益であった。

クラスの雰囲気は、開講当初こそ淡々としていたが、数カ月もすると各会員が様々な経験を重ねたことで、自分の経験を語れるようになり、臨場感溢れるものになっていった。特定分野の専門性を高めた会員の指摘は大変勉強になった。1年前は、研修所で同じ問題を解いていた会員が、それぞれが異なる方向性に進んでいくのがみてとれて、非常に興味深く、よい刺激となった。

3 クラス別研修で得られたもの

クラス別研修で最も意義があったことは、同期との強いつながりを築けたことである。担任・副担任は、弁護士としてのスキルを身につけるための密度の濃い授業を提供するだけでなく、同期のつながりを重要視して、クラス別研修後は毎回、懇親会を開催して下さった。担任・副担任は、懇親会からの参加も歓迎とし、クラス別研修は単なる知識提供の場以上のものとなった。

懇親会は毎回10名程度、多いときは15名程の会員が参加した。研修とは雰囲気が異なり、ざっくばらんな話ができ、会員同士すぐに打ち解けることができた。各々にどんな案件を扱ったか、どんな悩みを抱えているかを語り合った。私としては、法律事務所勤務の弁護士の現状を知ることができる良い機会となった。逆に企業内弁護士の業務や悩みも興味深く聞いてもらえた。もちろんプライベートの話も多く語り合った。気付けば研修がなくとも会うほどの仲になり、個人的な飲みや野球観戦にも行った。クラス全体としては、スイーツが趣味のメンバーによるスイーツ企画や、在日コリアンのメンバーによる韓国映画・韓国料理企画が行われた(担任・副担任も参加した)。

「チーム10(テン)」と担任に名づけられた我々のクラスは、強い絆がある。これは、会員同士が交流できるような環境を作ってくれた担任・副担任のご配慮に他ならない。この場を借りて感謝を申し上げさせていきたい。副担任から「研修が終わったこれからは本物の始まり」という言葉をいただき、弁護士として成功するには個人の能力も大事だが、何よりも人のつながりが大事だということを教えていただいた。クラス別研修を通じて築いたつながりを今後も大事にしていきたい。

特別企画

「自治体内弁護士という選択」

～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ～

平成28年11月1日、弁護士会館において開催された東京弁護士会自治体連携センター座談会「自治体内弁護士という選択～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ」から、そのエッセンスを紹介する。

*本稿の内容は、本企画開催時(平成28年11月1日)のものである。

LIBRA 編集長 伊藤 敬史 (56期)

広報室嘱託 上村 剛 (61期)

LIBRA 編集委員 鈴木 啓太 (64期)

第1部 基調講演

■ 講師

菊地 裕太郎

(33期・日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター長)



自治体等の弁護士の求人情報については、日弁連の「ひまわり求人求職ナビ」(<https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php>)に出ています。平成28年11月1日現在、13の自治体等の採用情報が掲載されていますが、このような情報は常に出ています。

平成28年10月現在、法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体は84(一部事務組合含む)のぼり、107名が在籍しています(うち92名が任期付公務員)。

東京23区でも、板橋区を皮切りに大田区、葛飾区、文京区、練馬区と、どんどん採用が広がってきています。首都圏の自治体に弁護士が入っていくことで、法の支配を実現することが期待されます。

児童相談所にも弁護士の配置を義務付ける改正児童福祉法が平成28年10月から施行されて、その募集も始まります。弁護士が行政から求められる時代に

なっています。

格差社会が進む中で、行政には困っている人を法的に救済する役割を果たすことが期待されます。弁護士が自治体に入ることによって、行政の力をもって人権活動の実践をしていく必要があります。自治体にとっても、人手不足の中で、弁護士が任期付公務員として内部に入ることによって、何人分もの力を発揮するというメリットがあります。

会員の皆さんには、人権活動を含めて自治体の経営に参加する意識をもって任期付公務員への道を目指していただきたいと思います。

任期が終わった後のキャリアパスについては、自治体内弁護士等任用支援事務所*1という形で、受け皿の整備を進めています。これからさらに整備を進めたいと思います。

*1:「自治体内弁護士等任用支援事務所」の情報は、日弁連の下記ウェブサイトからご覧いただけます。

日弁連HOME > 弁護士・日弁連職員 就職・採用情報 > 弁護士・司法修習生の就職・採用情報 > 自治体内弁護士等任用支援事務所について http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/recruit/data/jichitainai_shienjimusho_list.pdf

第2部

座談会

■ パネリスト

- 原田 泰孝 (53期・会員) 元東京都総務局法務担当課長
中村 さゆり (56期) 国立市債権管理担当兼法務担当課長
辻 崇成 (61期・会員) 板橋区総務部副参事(法務担当)
海老原佐江子 (66期・会員) 葛飾区総務部副参事(法規担当)

■ コーディネーター

- 中村 英示 (56期・自治体連携センター広報部会長)



■ 業務内容

原田：指定代理人としての訴訟活動が主な業務で、その他、行政不服審査や東日本大震災対応なども行いました。東京都（総務局）の場合は、担当する職務が「訟務事務」なので、他の自治体のように法律相談や議会対応などを行うことはありませんでした。

中村(さ)：指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の審理員、職員や議員との法律相談、法務関連の議会対応、債権管理担当課長として予算決算の他マネジメント業務等を行っています。

辻：指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の弁明書や決定書の起案、法律相談、対外的なトラブルにおける交渉書面の起案を行います。他にも、議会質問への各所管課の回答起案支援、議会出席、各所管課の条例案作成支援、条例審議会への出席、職員向け研修（知財、行政法、対行政暴力）、クレーマーに対する交渉戦略検討・書面起案、対外的契約書のチェック・起案など多岐にわたる業務を行います。

海老原：指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の審理員、法律相談、法律文書作成・チェック、いじめ調査委員会事務局業務、例規審査、議会への出席、変わったところでは、選挙事務などを行っています。

■ 任期付公務員に応募したきっかけ

原田：自治体法務に対する魅力を感じたからです。応募した平成21年当時、今以上に自治体の任期付職員は少ない時代だったので、貴重な経験ができると思えました。国の訟務事件を受任していたこともあり、公益性の観点から、訟務にやりがいを感じていました。

中村(さ)：5年半も育児休業していたので、いきなり事務所復帰は難しいだろうと思っていたところ、「ひまわり求人求職ナビ」で嘱託員の募集を見つけ、一日6時間勤務であったことから応募しました。嘱託員として勤務中に任期付の条例が制定されたため応募し、採用されました。

辻：内閣府官民競争入札等監視委員会事務局にて、自治体関係を扱う「地域班」班長をしており、自治体行政を外から見るとなると、一度自治体職員をやってみたいと考えていました。昨年10月に子どもが生まれたので、育児を週末だけでも手伝う必要が生じたこともきっかけになりました。

海老原：弁護士になる前に長年、地方公務員として勤務した経験があり、それを活かすキャリアを積みたいと思っていました。また、行政法が好きだったということもあります。

パネリスト紹介

原田 泰孝 (53期・会員)

元東京都総務局法務担当課長

4年間の企業勤務を経て、弁護士となり、国内企業法務系事務所、渉外事務所に合計9年間在籍し、平成21年10月から東京都の任期付職員となる。2年の任期後、経費を分担する形式で法律事務所に移籍。

中村 さゆり (56期)

国立市債権管理担当兼法務担当課長

大手渉外事務所ではパラリーガルとして1年間の勤務を経て、司法試験を受験。弁護士登録後は別の大手渉外事務所⇒民事再生系の事務所⇒一般民事事務所⇒育児休業を経て、国立市で勤務。国立市では当初嘱託員として採用され、翌年(平成25年度)から任期付職員として勤務。

■ 給与等について

原田：金額は前職から減りましたが、その分、労働時間も相応に減りました。

中村(さ)：最初が大手渉外事務所であったこともあり、弁護士としての初任給は超えていませんが、時給にすれば高くなっています。現在は30分の育児休業時間をもらっており、16時45分に退庁しています。

辻：条例で定められます。生活の質・仕事の遣り甲斐等は極めて満足しています。

海老原：前職の公務員の経験年数等を考慮して条例に沿って決められたと思います。額面は弁護士時代の収入より増えましたが、書籍代等の経費を控除することができず、手取り額はあまり変わりません。

■ 弁護士登録、副業の可否について

原田：当時は弁護士登録を抹消すると再登録の際に登録番号が新たなものになってしまうため、登録番号維持のために弁護士登録をしていました。公務員として在任中は兼業禁止であるため、弁護士登録のメリットはあまり感じませんでした。

中村(さ)：当初は弁護士登録を維持していましたが、現在は取り消しています。取消後も、パネリストとしての出席や執筆は兼業許可を得て行っています。登録を取り消しても勉強会等には参加させていただいており、弁護士会の図書館で本が借りられない以外のデメリットは感じません。

辻：弁護士登録を自腹で維持しています。官民競争入札等監理委員会(4月から総務省に移管)に、月に2、3回委員として出席し、謝金がお小遣いになっています。ただし、区役所側では、条例に従い、その時間は欠勤扱いで、キチンと給与が減額されて

います。職務専念義務があるので、通常の弁護士業務は無理です。

海老原：会費は自腹で払っています。会費の公費負担について自治体にご理解いただくのは難しいと思っています。最近、講義や執筆を依頼されるようになり、謝金を頂くことがあります。その都度、兼職許可手続が必要となります。地公法上の兼業禁止規定により通常の弁護士業務を行うことは認められていませんが、それでも登録しているのは、資格を得たことで視野や人脈が広がった経験をしているからです。

■ 任期付公務員の良い点について

原田：常に公益のために仕事をしている意識が持てることから、非常にやりがいがあります。また、ワーク・ライフ・バランスも図られていると思います。

中村(さ)：原田さんと同意見です。

辻：毎回、新しい法律が問題となってくるのが、面白いと思います。時々、民間企業との契約案件が来るので、契約書チェックや起案、交渉戦略検討の技量維持の練習になります。また、事件化する前に問題を解決できることがあり、内部からコンプライアンスを図ることで、社会コストをかけずに問題解決できている点が良いと思っています。

海老原：新しい法令の解釈が現場で問題になることが多く、自分のリーガルマインドを駆使して案件にのぞむことが求められます。また、社会的な意義の大きい事件にかかわることができます。自治体には条例制定権があり、このツールを活用することで課題解決を図ることもできます。立法・行政・司法のすべての法作用にかかわることができる点にやりがいを感じています。

パネリスト紹介

辻 崇成 (61期・会員)
板橋区総務部副参事 (法務担当)

都内企業法務系事務所で3年半勤務後、2年間の任期付で、内閣府公共サービス改革推進室と、同府官民競争入札等監理委員会事務局に、参事官補佐として出向。任期満了後、同委員会専門委員に就任し、元の事務所に戻って2年間勤務。平成28年4月から板橋区役所にて課長級として任期付で採用され、勤務を開始。

海老原佐江子 (66期・会員)
葛飾区総務部副参事 (法規担当)

弁護士になる前は、横浜市役所で一般行政事務職員として勤務。弁護士登録後は法律事務所で約1年半勤務し、平成27年度は非常勤職員として葛飾区に勤務していたが、平成28年4月から常勤となる。

■ 任期付公務員の向き不向きについて

原田：自治体からは、弁護士は組織に馴染まない、協調性がない人が多いと思われるようで、「向いている人」として、協調性があることが重要な要素と思われます。

中村(さ)：人事担当の部長は、やはり職員とうまくやってくれる人が良いとおっしゃっていました。確かに職員の方は気を使われる方が多いので、話しかけやすい雰囲気の方がよいかもしれません。

辻：沢山働いてくれる人がほしかった、と聞いています。また、毎回新しい知識が必要となりますから、所管課さんと円滑にコミュニケーションが図れないと無理です。特に、自治体ですと、係長、課長は50歳台が多いと思われるので、彼らとうまくやれることが必須です。根回し等をきちんとできて、それに周囲が協力してくれるタイプでないと、辛いと思われるます。

海老原：任期付職員が他の職員とまったく同質化しても面白くないので、いろんな人がいてもよいと思いますが、組織で働くなら、「不機嫌オーラを振りまく人」だけは絶対向いていないと思います。

■ 今後の身の振り方

原田：任期付職員を経験したことにより、弁護士に復帰後、自治体の顧問や審議会・委員会の委員などに就く機会が増えています。今後も、この経験を活かしていきたいと思います。

中村(さ)：正直に言って、それなりの年次の人は次の職の目星をつけてからの方がよいと思います。自治体の任期付職員の経験は残念ながら企業にはあまり評価されず、事務所でも好評価ではないと思い

ます。自分は何の目星もないため、模索中です。

辻：今後の事は、実は何も決めていません。任期は3年間、2年間だけ延長可能なので、来年くらいには就活を始める覚悟です。

海老原：法律事務所にいた頃とは、法律問題に対処する際の頭の使い方が少し異なる気がしています。「事件を解決する」発想より、抽象的な「こうすべき」発想が多くなりますから、一度は法律事務所に戻ってバランスを取りたいという思いはあります。ただ、軸足は自治体法務に置き、子どもの頃からの夢であった研究や執筆の仕事も増やしたいということも考えていますが、見通しがあるわけではなく、不安もあります。

■ 最後に

原田：自治体法務は未開拓の分野が多い点にやりがいがあります。また、任期付職員になることで、組織の意思決定プロセスや議会との関係など、自治体独自の文化を知ることができ、自治体法務に関わる上では貴重な経験ができると思います。

中村(さ)：将来の不安は大きいものの、全体的には市長も含めとても良い上司等に恵まれ、楽しく勤務しています。

辻：総合的に見て、非常に充実した時間を過ごさせていただいていると思っています。行政は、判例をあまり意識して動いていなかったところもあるかもしれませんが、実戦を経験してきた弁護士にとっては、能力を活かせる場所だと思います。

海老原：非常にチャレンジングな仕事で、まだまだもっといろいろなことができますが、手をつけられていないものが多いと思っています。まさにフロンティアであり、やりがいは大きいと思います。

INTERVIEW：インタビュー



スポーツコンサルタント

長崎宏子^{さん}

イメージ動画に関与された方のインタビュー連続企画の最終回は、ロサンゼルスとソウルの2度のオリンピックに出場された元競泳日本代表の長崎宏子さんです。現在は、0歳からの親子水泳「ベビーアクアティクス」を主宰され、執筆、講演などでも活躍されています。イメージ動画ではプールでの素敵な笑顔が印象的な長崎さんにお話を伺いました。

(聞き手・構成：西川 達也、山内 一浩、
雨宮 慶、佐藤 光子)

東京弁護士会イメージ動画「寄り添う」
<http://www.toben.or.jp/message/toben-tv/post-419.html>

1 平泳ぎを選んだ理由

——水泳を始められたきっかけを教えてください。

今でこそ室内プールを備えたスイミングスクールが日本全国にありますが、私が生まれ育った秋田市では、私が小学校に入るちょっと前ぐらいに第1号の民間のスイミングスクールができたんです。そこに子どもたちを通わせるのが一種のブームみたいになっていて、私の母もそのブームに乗った感じです。自分自身が行ってみたいと思った記憶はまったくないんですけど。

——長崎さんと言えば平泳ぎですが、自由形やバタフライではなく平泳ぎを選ばれた理由は何でしょうか。

スイミングスクールでは、ある程度水慣れすると、バタ足から始めてクロールから入っていくというのが普通で、その次に背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライという順番に進級制度に乗っていくのが通常なんです。

私は水慣れに苦労したので、クロールを泳げるようになるまで非常に時間がかかって、背泳ぎまでに2年ぐらい費やしました。小学校3年生になったときに、おかげもあって平泳ぎに進級させてもらったんです。

平泳ぎって、クロールとか背泳ぎと全く泳ぎ方が違いますよね。それまでは片手ずつ、手足をしなやかに

伸ばしていたのが、いきなり足首や膝を曲げて両足で水を蹴ってという動物的な動きになったときに、コーチが教えてくれたそのテクニックを受け入れて、ずっと泳げるようになったんです。それまではあまり褒めてもらうことはなかったんですが、平泳ぎになったら「おお、何かいいじゃん」という感じですのでごくコーチたちに褒められて。それで心地いい自分の居場所みたいなものをプールで見つけて、もうそれから平泳ぎラブです。

もし、そこでプールに通っていなかったら、平泳ぎに出会うこともなければ、オリンピックに行くこともないし、こうして皆さんに出会うこともないでしょうし。そう考えると、運命的な出会いだったのかなと思いますね。

2 泳ぎながら考えていること

——オリンピックを含めて、現役時代、試合で泳いでいるとき、何か考えていたのでしょうか。それとも無心で泳いでいたのでしょうか。

私は無心になることはあまりなかったと思います。やっぱり試合に特化すると戦術やペース配分とかがあるので、飛び込んで一かき始めてからも、何かきかけているかなというカウントを無意識にしていたりします。

—— 試合中は、自分の順位は分かるのですか。

平泳ぎは横を向くと失格になるので、ターンのときなどにちょっとキョロキョロという感じですが、大体は分かります。ただ、どんなに余力を残そうと思いつながら泳いでも、最後の25メートルぐらいはあっぷあっぷで、本当にタッチした瞬間に死んでもいいぐらいで泳ぐので、そうするともう分からないです。

最後のターンをしたときに自分の位置を見て、あと自分にどれだけ力が残っているか、あとは調子がいいのか悪いのかということ体を聞きながら、どこでラストスパートをかけるかというのを考えたりしますね。

ただ、試合のときはそうなんですけど、練習のときは、今日は帰ったら宿題がまだあるとか、今日はどこに寄り道をしてアイスクリームを食べて帰ろうかなとか、そういう他愛もないことを考えていましたね（笑）。

—— 今はどのようなお気持ちで泳いでいますか。

今は、子どもたちに「先生の泳ぎを見て真似してね」と言えるような泳ぎをキープすることが目標ですかね。あとは、子どもたちに勝負を挑まれたときに負けないということです。

先日のレッスンで、ある程度泳げる小学校2年生の男の子が、最後の25メートルダッシュで先生と勝負がしたいと言います。いいよと言ったら、彼が「勝ったら先生のゴーグルをちょうだい」と言いますよ。一瞬、えっ、勝つ自信があるのかなと思って、「いいよ、ゴーグルでいいの？」と言うと、「うん、ゴーグルが欲しい」と。

勿論まだ負けないんです。でも、彼は勝とうと思ってやっているんだなと思って、ちょっと緩めて、もしかしたら勝てるかもしれないと思わせて。そしたら、またバツと差をつけたりと、駆け引きがまだできるのが自慢ですかね（笑）。これが、5年生とか6年生ぐらいになると難しいです。

3 オリンピックへの想い

—— 昨年の夏にリオデジャネイロオリンピックがりましたが、ご覧になりましたか。

はい、よく見ました。やっぱり競泳は面白いというか、やっと面白く見られるようになった感じです。

前々回の北京ぐらいまでは、何かまだ自分のタイムと決勝に進出する選手たちのタイムを比較して、もしかしたら私でも決勝に残れるかもしれないとか、無駄な妄想をしたりしながら見ていたんです。けれど前回のロンドンぐらいから自分の娘世代が選手として出ているのを見て、あ、もう私の時代じゃないなと思って。我が子とか孫ぐらいを見る目線で見られるようになったら、この子たちもよく頑張っているなということが分かってきたので、そういう目線で面白く見ました。

—— 長崎さんは2回オリンピックに出場されていますが、会場や選手村の雰囲気などの思い出はありますか。

オリンピックでは、メダルの期待を一身に受けてというか、自分で勝手に自分に期待したのかもしれないですが、泳いで結果を残すことしか考えていなかったと思います。

オリンピックの選手村ってすごく特別な施設で、いろいろなエンターテインメントもあり、カフェテリアの食事も美味しくてというような素晴らしいところなのでしょうけど、私はほとんど記憶がなくて、自分の部屋と会場を重々しい気持ちで行ったり来たりした記憶しかありません。報道されるような楽しいところには1度も行ったことがなかったです。

—— 試合に集中されていたのですか。

そうですね。いかに結果を残すかということだけを考えていたかなと思います。オリンピックに限らず、世界各国のいろいろなところに試合で行かせていただきました。でも、例えば試合でインドに行ったとき、せっかく来たからタージ・マハルぐらい見ないとと思って飛行機の待ち時間に行ったタージ・マハルの写真が家にあるんですけど、行く道中に死んだ牛を見たぐらいしか記憶がないんです。スペインに行ってもアメリカに行ってもフランスへ行っても、同じ感じでしたね。

—— 当時と今とでは周りの環境も違っていたのでしょうか。

私たちのころは私たちのころで、すごく恵まれているなどと思う環境でしたので、泳ぐ側の選手たちはそんなに変わってないと思います。

ただコーチたちの選手にかける思いというんですか、その思いが故の研究とか、トレーニング方法ですとか、あと栄養士さんの関わり方とかが、ずいぶん変わったんじゃないかなと思います。

—— 3年後の東京オリンピックへの期待はいかがでしょう？

オリンピックにはこれだけの関心があって、選手たちも今は東京しか考えていません。選手のレベルアップにとっても、東京だけでなく、日本という国のスポーツに対する考え方が大きく進化するためにも、いい機会だと思います。

選手たちの目標の置きどころということを考えると、幸せなことだと思いますよね。東京でオリンピックがあって、チャンスがあったら私も選手として出たいぐらいに思います。

—— それは是非！（笑）

私の娘たちの話を聞いていても、オリンピックでのボランティアや通訳ってどうなのかなとか、踊りをやっている娘は、開会式の踊りって誰が作ってどういう風にやるのかなとか、何かしら関わりたいと言っています。みんなが自分の持っているものを生かして、このオリンピックに関わりたいと思えるのは素晴らしいことだと思います。選手として出られる人なんて、日本人の本当にもう一握りですから、ほかにいろいろな形で関わっていかれたら素敵なことですよ。

4 ベビースイミング

—— ベビースイミングを始められたきっかけを教えてください。

ベビースイミングは、それまで選手時代には全く興味もなければ、その存在さえ知らない世界でした。

長女が5月に生まれて、東京が暑くなってきたときに、ごく素朴な気持ちでこの子と一緒に水につかりたいなと思って、区民プールを訪れたんです。そうした

らびっくりされて、赤ちゃんは入れませんよと。2歳以下のおむつの取れてないお子さんは入場できませんという古い貼紙がありましたが、自分に子どもが生まれるまでそんな貼紙は目に入ったこともなくて、拒否されたことが非常にショックでした。

それまで、世界各国いろいろな国のプールに行っただけで入場拒否なんてされたことなかったのに、私の愛しいかわいい赤ん坊を連れて行ったら拒否されたというのが、ある意味、怒りではないですが、「何でだろう？」と。

その後、ベビースイミングの教室をされている先生がいらっしやると聞いて、お話を伺って、自分に赤ん坊がいるときにしか体験できないことだと思って、すごく軽い気持ちで娘と一緒にそのプールに入ったんです。そうしたら、娘は、お水にぶかぶかと浮かびながらすごくいい顔をして、気持ちよさそうに眠っちゃったり、すごくいい笑顔を見せたり。

ベビースイミングでは、それまで自分がプールで泳いできたときには見たこともないような人間の笑顔だったり、姿だったり、新しい発見がありました。平泳ぎとの運命的な出会いの次は、水の中での赤ちゃんとの新しい出会いでしたね。

それで、もっと知りたいということで深く関わっていくようになったら、私にベビースイミングのことを教えてくださいました先生が、長崎さん、自分で教室を開いてみたらとおっしゃってくださって、もうすぐ20年になります。

水泳って、本当に楽しいところからスタートしてほしいんです。私がそうであったように、この子とプールに入って、こんなワクワクする気持ちになるんだという。

子どもたちには、水の達人を目指しましょうというのが、一種の合言葉みたいになっています。水の中でぐるぐる回ったり変な格好をしてみたり、潜って浮いて、ちょっと動かすと進んで、バタ足をさせたらグワッて進んでというような水の達人になると、今度は子どもたちの方から、萩野公介、ちょっと前だったら北島康介みたいに泳ぎたいと言い出したり。親が植え付けなくても、子どもたちの方から泳ぎへの興味を湧かせてくれるとうれしいな、という思いでやっています。

動画の撮影に、お孫さんと一緒に参加したおじいちゃんが、一番反応を示されていました。弁護士会や弁護士に堅いイメージを持っている世代の人たちが、和やかな印象を持たれたというのはよかったです。

長崎 宏子



5 東京弁護士会のイメージ動画

— 長崎さんには当会のイメージ動画にも出演していただきました。動画では子どもたちが本当に楽しそうですし、お母さんたちがすごくにこやかです。

そうですね。でもパパたちも上手ですよ。お母さんたちは1つでも多くのことを学んで、子どもの成長に結び付けようとしがちなのですが、パパたちはもう天性の遊び心を持っているから、子どもと遊ぶことに長けています。

— 当会のイメージ動画への出演依頼があったときはどう思われましたか。

えっ、弁護士会？ という感じでした (笑)。

弁護士会、プール？ いいの？ みたいな感じです。弁護士さんといえばやっぱりお堅いイメージがありますので。でも、結局突き詰めていくと、常に市民というか私たち、日々を平凡に暮らしている人たちを、いつも守ってくれるという存在なので。そう思うとファミリーがにこやかに、いろいろな世代の人たちがいて、というのが理解できたんですけど、初めは、えっ、弁護士会、何かの間違いじゃないかと (笑)。

撮影のときに、お孫さんと一緒に来られていたおじいちゃんが参加してくださいましたよね。初め、弁護士会がこういうことをやるの？ って驚かれていましたが、和やかな感じで撮影が進むと、おお、いいね、いいね、とおっしゃっていて。一番反応を示されたのが、そうした弁護士会や弁護士に堅いイメージを持って

る世代の人たちで、和やかな印象を持たれたというのはよかったです。

— イメージ動画をご覧になって、弁護士や弁護士会の印象は変わりましたか。

正直、それまであまり考えたことがなかったのですが、やっぱり、ちょっと、遠い存在で敷居が高いなど、そう感じていたところがありました。それが、すっと、ああ、じゃあちょっと何かあったら相談してみたいな、してもよさそうな感じかなと思いました。

— 今後の目標は何でしょうか。

今、それで悩んでいますね。まあ、体が持つ限りはちょっと見苦しいと言われるまで水着にはなりたいたいと思っています。

あと、そろそろ年齢的にも次世代も育てたいなとも思っています。0～3歳まで本当にプールが大好きな子どもを親御さんと一緒に育てて、そのあとは、もう泳げる基礎ができていますから、その子が泳ぎたいと思ったら本当に泳げるので、その基礎をつくって次の世代に伝えなきゃなとは思っています。

プロフィール ながさき・ひろこ

1968年、秋田市生まれ。12歳で平泳ぎ日本一となり、小学生で初の五輪代表(1980年、幻のモスクワ五輪)となる。1984年ロス五輪代表(平泳ぎ100m6位、200m4位入賞)。1988年ソウル五輪代表。トップスイマーとしての経験、日本人初の国際オリンピック委員会(IOC)選手委員会委員としての業績を活かし、スポーツコンサルタントとして活動。1998年「長崎宏子のベビーアクアティクス」を開校、主宰する。多くの乳幼児とその父母に笑顔溢れるアクアスペースを提供し、水泳を生かした子育て相談にも応じている。秋田県立総合プール名誉館長。

「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ」報告

消費者問題特別委員会委員 菊間 龍一 (67期)

1 はじめに

2009年に法制審議会が民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとの答申をして以降、成年年齢引下げの動きが具体化し、2016年9月には成年年齢引下げの施行方法（成年年齢引下げの是非ではない）に関するパブリックコメントも行われた*1。

成年年齢の引下げについては、児童福祉法や少年法などといった他の法律分野への影響があるなど多数の問題が指摘されており、日弁連及び当会からも議論のなされる当初から複数の意見書を発している*2*3。その中でも特に、当委員会としては、未成年である19歳までのものと比べて、成年になったばかりの20歳ないし20代の者を対象とする消費者被害の件数が増加する現状において、成年年齢の引下げにより「未成年者取消権」が行使できなくなることによって、18歳、19歳の消費者被害が拡大することを強く懸念している。

そこで、若者の消費者被害の実態及び成年年齢引下げに伴う具体的な問題とその対策や保護制度について具体的な議論をする必要があると考え、その第一歩として、2016年11月10日（木）に、本ワークショップを開催することとした。当日は、成年年齢の引下げによるメリット・デメリットを直接受ける学生や教職員、消費者被害の実態を把握する消費生活相談員や事業者等並びに弁護士計約50名を8班に分けて活発な討論がなされた。



2 基調報告

冒頭では、平澤慎一委員から本ワークショップの目的の説明があったのちに、国民生活センター相談情報部の小林真寿美氏及び保足和之氏から若年者の消費者トラブル・相談の状況に関する報告が行われた。同センターからの報道発表にもあるとおり*4、20歳から22歳までの若者（成年）からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額になるのが現状であるとのことであった。そして、いくつかの相談事例を挙げながら、若者の消費者被害の実態に関する報告が行われた。

続いて、参加者の大学生から、大学のゼミにおいて行った成年年齢引下げの影響に関する討論の内容が報告された。同氏の報告からは、2016年6月施行の公職選挙法における選挙権者の年齢引下げに伴う社会の一員としての自覚や同法との整合性の問題、親権者等の同意を得る必要がなくなることによるメリット等がある他方で、消費者教育が未熟

* 1：民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080150>

* 2：民法の成年年齢引下げの是非についての意見書（2008年10月21日、日弁連、<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2008/081021.html>）

* 3：「民法の成年年齢の引き下げについて」に関する意見書（2009年7月30日、当会、<http://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-209.html>）

* 4：成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル—きっぱり断ることも勇気！—（2016年10月27日、独立行政法人国民生活センター、http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027_1.html）

なままで未成年者取消権がなくなることによる消費者被害の増加の懸念があることのみならず、高校3年生の中で成年と未成年が混在することや、飲酒やたばこの規制あるいは少年法等の他の未成年者の取扱いに関する法令等への影響についても問題意識が強いことが窺われた。

3 ワークショップ

以上のような基調報告を受けたうえで、ファシリテーターの白井裕美子弁護士（第一東京弁護士会）の進行のもと、参加者を8つの班に分けて3つのテーマについてワークショップが行われた。

具体的には、以下の3つのテーマが取り上げられた。

- ① 現在の若者がどういう現状にあり、どのような特徴があるのか。
- ② ①も踏まえ、成年年齢を引き下げることによってどのようなメリットとデメリットがあるのか。
- ③ ①②を踏まえ、成年年齢引下げに伴い若者に生じる問題点に対する対策としてどのようなことが考えられるか。

参加者は、各テーマについて、自身の思いついた事項を記載した付箋をテーブル上に広げられた模造紙に次々貼っていき、互いに意見交換をしながら新たに付箋を追加したり、グループ分けをしたり、それぞれを線で結んだりして議論を深めていった。グループ討論後、各班での議論の結果を全体で共有するために、それぞれ討論の結果の報告を行った。

例えば、ある班では、若者世代において比較的SNSやインターネットの利用が多いことから、表面的な情報あるいは強調されている都合の良い情報だけで特に商品の仕組みや危険性などを理解せずに安易に決断をしてしまうこと、また現実的に現金の動きがないことやワンクリックで簡単に取引ができてしまうために現実味がないことという現状や問題点が指摘された。そのうえで、若者の消費者被害を防ぐためには、高校などにおける消費者教育の強化が必要であることや、従来の対面販売や訪問販売だけではなく、SNSやイ

ンターネットを用いた取引に関する注意喚起が必要であるなどの議論がなされた。

またある班では、「社会における大人」の成り方について意見が交わされた。すなわち、ほとんどの者が高校を卒業するのに対して、その後は人によって就職、短大、4年制大学等と進路が異なるにもかかわらず、「社会における大人」とされる成年年齢は20歳と一律になっているために、人によって20歳という成年年齢が意味することが全く異なるという意見が示された。そのうえで、「社会における大人」の意味とそのタイミングが異なるから消費者教育が本格的に行われないのではないかと、賃貸物件や携帯電話の契約等通常の生活に必要なものについては自己判断で取引できるべきだろうが、他方で金融商品の取引についてはなお規制を維持したり、一定の講習や免許を必要とするというユニークな意見があったり、取引分野により規律の在り方を個別に検討するべきではないかという意見がそれぞれ示された。

以上に紹介した内容はほんの一部にすぎず、各テーマ20分の計60分と長くない時間ではあったにもかかわらず、いずれの班もそれぞれ特徴的で非常に充実した議論がされたようであった。

4 おわりに

本ワークショップの結果については、当会の公式ウェブサイトにおいても報告書として掲載しているため、適宜参照されたい*5。

成年年齢の引下げの是非については、現在もなお各方面において賛否両論様々な意見が示されているところであり、今後の動向は当委員会としてもまた個人の弁護士としても注視していかなければならないと考えている。

当委員会では、本ワークショップで得られた付箋一つ一つの各意見を参考にしながら、いずれ来るやもしれない成年年齢の引下げに伴う消費者被害などの防止のために、弁護士会あるいは国・公共団体がとるべき施策についてさらに検討を深めていきたいと考えている。

*5：「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ（11/10）のお知らせ」（<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/syuhisya/news/1110.html>）

第31回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄 一橋大学名誉教授）は、2016年度の人権賞受賞者を決定し、昨年12月12日に司法記者クラブで発表した。受賞式は2017年1月11日の当会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである（敬称略）。

◎特定非営利活動法人 北関東医療相談会

代表理事 後藤 裕一郎

1997年6月1日から活動を開始。「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動」を目的とし、2013年3月26日に「特定非営利活動法人 北関東医療相談会」となる。

群馬県・栃木県・埼玉県を中心に、日本で暮らす生活困窮者、特に外国籍の生活困窮者を対象に、無料の医療相談会を継続的に実施している。各地のボランティアの協力のもと、多くの受診者があり、医療からはじかれている人々の命の最後のセーフティネットとなっている。この相談会では、地域のフードバンク等とも連携して食糧支援が行われ、また、弁護士による法律相談も併設されている。2016年には東京都においても相談会が実施された。

近年は、難民申請中の仮放免の外国籍生活困窮者の支援を積極的に行っている。仮放免者は概ね健康上の理由で身柄の拘束を解かれるが、労働の制限が加えられる。しかし、生活上の保障はなく、健康保険の適用もない。仮放免者という国内に存在する「認定されない難民生活者」に光

をあて、「すべての人が健康で平和な生活ができる共生社会の実現」に寄与している。

◎中皮腫・じん肺・アスベストセンター

所長 名取 雄司

2003年9月1日から活動を開始。中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を擁護・救済することなどを目的とし、アスベスト（石綿）の被災者の労災認定者支援に長年経験のある団体が多数参加し、全国からの相談に応じている。

アスベストは戦前から多用されており、その危険性も調査されていたが、健康被害の情報が国民に知らされず、石綿工場労働者、その家族、近隣住民等に数万を越す被害を出している。建設作業者にも多大な被害を生み、生徒急増期の学校などでアスベスト曝露させられた被害も発覚している。

そのような被害について社会的に知られる以前から調査・啓発し、被害者救済のため医学面、労災申請面、訴訟面において支援し、また、建設工事関連では、違法解体・改修工事の事前防止や事後解決にも尽力している。全国的な患者・家族の被災者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の事務局を2004年の設立時から務めてきた。さらに、校舎やビルの煙突内のアスベストなどについても提言し、再生砕石として広くまかされている砂利にアスベスト製品が紛れ込んでいることを突き止めるなど、先進的な取り組みを行っている。

今後もアスベスト被害は起こり続けるであろうが、その際の救済・賠償をより確実なものにしめる一方、健康被害件数を減少させることに大きく寄与している。

◎海老名 香葉子

- 1933年 東京に生まれる
- 1945年 静岡県に疎開中、東京大空襲で家族6人を失う
- 1952年 落語家初代林家三平と結婚
- 1980年 三平死去。林家一門総勢30名余りを支えるため、随筆家として活動を始める
- 1992年 東京都の「平和の日記念行事企画検討委員会」委員に就任
- 2005年 私財を投じ、「慰霊碑 哀しみの東京大空襲」（東京都台東区寛永寺）と母子像「時忘れじの塔」（東京都台東区上野公園）を建立

第二次世界大戦における自身の戦争体験から二度と戦争を起こしてはならないという強い信念のもと、エッセイや絵本などを数多く著し、平和の尊さを訴え続けてきた。また、全国各地を回り、戦争の悲惨さを次の世代に引き継ぐた

めに、語り部として今も精力的に講演活動を続けている。最近では、海老名氏の著作（絵本）を子どもに読み聞かせた戦争を知らない若い世代が、「東京大空襲・戦災資料センター」などで、語り部として活動しており、海老名氏の信念が次の世代に確実に引き継がれている。

また、東京都の「平和の日記念行事企画検討委員会」委員でもある海老名氏は、自ら私財を投じ、2005年3月に「慰霊碑 哀しみの東京大空襲」（東京都台東区寛永寺）と母子像「時忘れじの塔」（東京都台東区上野公園）を建立した。建立後は、自ら主催者として、私費で毎年供養式を執り行っている。

著作に『わたしたちの国に起きたこと』『母と昭和とわらべ唄』『お咲ちゃん』『半分のさつまいも』『うしろの正面だあれ』など他多数。

東弁常議員会議長という得難い体験



常議員会議長 野々山 哲郎 (34期)

はじめに

「上善は水のごとし」、ある先輩会員から聞いた議長の心得です。思いもよらず議長となり、適切に議事運営できるか不安でしたが、作為を捨て水のごとく流れるままに対応すればよいと割り切り、今日まで常議員会議長職を務めてまいりました。残された期間も心得を忘れず基本に忠実に議長職を全うしていきたいと思っております。

常議員会の運営

常議員会の運営で、常議員会議長として、唯一気を付けているのは、充実した実質的な議論ができるようにすることです。そこで、充実した実質的な議論ができるように時間配分することについては心がけるようにしています。幸い、形式的な事項については、かなり短縮した時間でも受け入れてもらっています。一括議決も受け入れてもらっています。その結果、質問、意見は尽きるまで発言をしてもらえていると思っています。

なお些末な点ですが、時間を有効に活用するためにどこが短縮できるか考え、マイクを取るまでの時間を短縮するようにして滞りがないようにしています。また当然のことですが、時間通り始めるようにしています。些細な平凡なことの積み重ねですし、議論に費やすために生じた時間はわずかも知れませんが、充実した議論ができるようにするための心がけとして取り組んでいます。常議員会が終わったとき、種々の議論をして疲れたけれど、不毛な時間ではなく意味のある時間だったと心地よい疲労が残るような会議が行われていれば幸いです。

今年度の常議員会

幸い、今年度の常議員会も議論は活発に行われています。若手の発言もあります。若手からの若手の現状を訴える意見は特に印象に残っています。重要な審議では相当に時間を掛けるようにしており、常議員の方々には思う存分議論するようにしてもらっていますが、意義深い質問、意見が述べられており、東弁の意思決定機関として適切な意思決定ができているのではないかと思っております。

常議員会議長としての行事参加

常議員会議長としては常議員会の審議が本来の職務です。ところが、役職についているということで、今年一年様々な行事に参加することができています。先進会員の会、運動会など東弁伝統の行事に参加できたこともよい思い出です。なお、行事ではなく、議長職としての職務に入りますが、東弁総会での常議員会審議報告も緊張を強いられますが貴重な経験でした。

さいごに

今日まで何とか大過なく議長職を務めてまいりました。最後まで全うしたいと思っております。このように常議員会を滞りなく運営できているのはひとえに東弁事務局の弛まない努力の結晶と思います。常議員会議長としては事務局の献身的な姿を身近に見ることができたのが最大の得難い体験でした。

副議長席から見えるもの

常議員会副議長 庄司 克也 (40期)



1 常議員会の審議は、理事者から議案の提出を受け、議長がこれを上程した後、個々の議案について理事者による提案理由の説明、常議員からの質問、討論、そして議決という手順で行われ、その日に上程された全ての議案にこれが繰り返されていく。野々山議長はこれらの議事を適切に整理、進行され、その手際はもはや様式美の域に達しているとさえ感ずるところである。議長に事故あるときは、副議長である私はその職務を代わって行うこととなるので、見とれてばかりはいられないのであるが、幸い野々山議長は「事故」を起こすことはまずなさそうなので、毎回、私は副議長席で、ほどほどの緊張感の中、審議を見つめることができる。

2 クレオAに設けられた議場は「壮観」である。方形状に幾重にもぐるりと並べられた常議員席に、80名近くの常議員が着席し、正面ステージに沿った一列には、理事者が満を持して臨席されている。議長と私は、その背後のステージ上に着席しているので、理事者の背中しか見えませんが、そこからは、毎回、並々ならぬ決意をもって臨まれていることが伝わってくる。

質疑、討論における発言には、議案に対する賛否にかかわらず感心させられることばかりである。中堅・ベテランの常議員のそれはもちろん、比較的期の若い常議員からの少し異なる視点・観点からの指摘には、成る程と考えさせられることが多い。そういうやり取りの中から、弁護士数の急増という今日の弁護士会の抱える構造的な課題が見えてくるようでもある。

また特に感じることは、とにかくにも弁護士会が直面する課題の多さである。弁護士会自体の運営上の問題は

もちろん、弁護士会が社会に向けてどうかかわっていくのか、どういう立ち位置にあるべきかにかかわる議案も多い。先例の無いような今日的問題も目白押しである。8000人もの「弁護士」が所属する団体の一挙手一投足（ときとして「沈黙」）が、社会に与える影響は大きなものがあるはずで、それ故に、次々と生ずる新たな事象に対し、相応の見識を示し続けていかなければならないし、そうすることが期待されている。そしてこれによく応えるべく、これらの課題の一つ一つ立ち向かっていく様は、何か東京弁護士会という巨大な塊が、一生懸命に坂道を上り続けていくようでもある。

3 常議員会の数日前には、議長及び副議長と理事者との事前協議が行われている。理事者から議案の意図や内容を一足先に説明していただける。「本番」では、議長がおられるとはいうものの手続に気を回さなければならないこともあり、内容にかかわる発言を聞きそびれることもあるので、議案の内容を事前に頭に入れておくことができるのは、心の余裕をもって本番に臨むため大変貴重な機会である。

4 実のところ常議員に就くのも初めてで、副議長としてはもちろん一常議員としても僅かばかりの経験しかないのだが、会員の皆さんに申し上げたいことは、東京弁護士会が今どのような現状にあり日々どのように「格闘」しているのかを目の当たりにして欲しいということ、そしてそのために、機会があるならば必ず常議員に就任していただきたいということである。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第64回 シンポジウム「女性参政権獲得70年～過去・現在・未来～」

憲法問題対策センター副委員長 岡山 未央子 (50期)

女性が初めて国政選挙で選挙権・被選挙権を行使してから70年。その意味を改めて再認識し今後につなげようと、2016年11月16日、弁護士会館クレオにおいて掲記タイトルのシンポジウムを開催した。

前半は国武雅子さん（長崎純心大学非常勤講師）による基調講演。講演の冒頭で映画『八十七歳の青春—市川房枝生涯を語る—』（1981年製作、村山英治監督、桜映画社）から10分程度の抜粋が上映された。故市川房枝自ら、1928年（男性初の普通選挙実現）頃から満州事変までの数年間、一番盛り上りをみせた婦人参政権運動の様子を語っている。画面の市川さん、非常に凛々しく眩しい。

これを受けた国武さんの基調講演では、歴史を追い事実即した話がわかり易く展開された。明治初期には地方自治ながら女性が実際に選挙権を行使した事例があったこと、植木枝盛の憲法案では天賦人權論からストレートに女性にも参政権が考えられていたこと等を知らされる。そう、女性の参政権はもともとあった。それが明治政府により体制が固められるにつれ明確に奪われていく。そして再び取り戻される1946年までの間にあの戦争があった…。改めて私たちが今手にしている参政権の重みを再認識したところで、後半に向かう。

後半のパネルディスカッションにご参加くださったのは、清水鳩子さん（主婦会館理事長、元主婦連合会会長）、千葉景子さん（弁護士、元法務大臣）、そして国武さん。

清水さんは御年92歳。初の女性選挙参加の当時から今日まで一貫して現役。柔らかな笑顔のうしろに伺い尽せぬ数多の経験を擁しておられる。第1回参院選で当選した女性議員のひとり奥むめおのそばで選挙を手伝い、主婦連を母体として多くの女性を政治の場に送り出してきた。奥は立候補を躊躇う普通のオバサンに、「いつも言っていることをそのまま政治の世界で言えばいい、いつもやっていることをやればいいのよ」

と言って背中を押したという。

続いて千葉景子さん。弁護士から政治の場に転身されたのは突然の縁で別に志があったわけではないと謙遜されるが、「普通の生活の場から出る小さな声を拾い政治につないでいくことが自分の仕事」と任じられ、場に置かれることで自分がやるべきことを精一杯考え学ぶことは志を形成するとも語られる。現場に身を置かれたからこそ、100%でなくても一歩前進することの大事さを痛感されたという率直な話もまた印象的だった。さらに今後女性議員を増やすためには、場を作る、出ざるを得ない形を作る必要があるのでは、という問題提起も興味深い。参考として、クオータ制度、また2016年3月にフランス全土の県議会選挙で実施された「議員の男女比を同じにするため男女2人1組のペアになった候補者に投票する」という奇策も話題に上った。

大学で若い学生を指導している国武さんは、知識がない関心がない時間がない、コスパ第一主義の学生が多いと感じると言われる。しかし、もし市川房枝が今生きていたら「諦めないで闘い続けなければいけない」と言ったのではないかと朗らかに明言。「恋人と違ってそう簡単に離れられない国。その国が私たちの生活を決めるのだから、主権者として逃げずに闘い続ける必要がある」という言葉は、市川房枝の言葉であり国武さんご自身の言葉として響く。

最後に、清水さんからも、奥むめお引退時の言葉が披露された。「どうぞ皆さんもっともっと賢くなってください。世の矛盾に対してもっと怒らねばなりません。このままにしていたら、またもとの道に戻ることは確実です」。

残念ながら参加者多数とは言えなかったが、参加された方には幾種もの気づきを渡せたのではないかな。参加者の男女比が五分五分程度であったのもうれしい誤算(?)。私たちの背中を押す先人たちの掌をあつく温かく感じた夕べだった。

平成28年10月25日開催 地方裁判所委員会

「刑の一部執行猶予について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 高橋 順一 (40期)

去る10月25日に開催された第39回東京地方裁判所委員会のご報告です。まず、委員長だった貝阿彌前所長が定年退官したため、互選の結果、奥田正昭所長が新委員長に選任されました。今回のテーマは「刑の一部執行猶予」です。

◆ 刑の一部執行猶予について

刑事第1部園原敏彦判事から、次のような説明がありました。

本制度は、平成25年6月に法律が成立し、平成28年6月1日から施行された。法制審「被收容者人員適正化方策に関する部会」で検討され、当初は①刑事施設の過剰收容の解消と②犯罪者の再犯防止及び社会復帰促進のための方策がそのねらいであったが、その後過剰收容の問題が緩和されてきたため、②に重点が置かれた。②の観点から“施設内処遇と社会内処遇の連携”が最大の眼目となっている。

罪の重さに見合う刑罰が大原則で、本制度も刑の言渡しに新たな選択肢を加えるもので、刑罰を重くしたり軽くしたりするものではない。全部実刑では重すぎるが全部執行猶予では軽すぎるからその「中間刑」として一部執行猶予するというものではない。実刑の一部分を取り出して、社会内処遇期間を作り直す制度である。

刑法上の制度は初入者（初めて刑務所に入所する者）を対象とし、特別法上の制度は薬物事犯を対象として前科による回数制限等はない。まず実刑相当であることが前提、次に再犯のおそれが認められること、さらに必要性（有用な社会内処遇が想定し得ること）及び相当性（その社会内処遇が当該被告人に実効的に実施し得ること）が認められなくてはならない。現在、社会内処遇が用意されているのは、薬物・性犯罪・暴力・飲酒運転の4種。被告人が暴力団員で、組を辞める意思がないと公言している場合、相当性が認められないことになる。

6月～9月末の4カ月間で東京地裁で一部執行猶予

判決は50件、うち刑法上のものが25件（全て裁量的保護観察付）、特別法上のものが25件（必要的保護観察付）だった。

◆ 主な意見

次のような意見が出ました。

- 窃盗癖のクレプトマニアについてどのような社会内処遇があり得るのか。
- 知的判断力に問題のある知的障害者については社会内処遇をどう判断するのか。
- 控訴審での控訴理由・不利益変更禁止原則はどのように判断されるのか。
- 刑事施設の過剰收容の解消の問題はどうなったのか。
- 社会内処遇の実際の効果についての調査等はあるか。
- 施設内処遇と社会内処遇の連携は、具体的にどのように実現されるのか。
- 再犯防止・社会復帰促進は結構だが、それに乗れない者は結局どうなるのか。
- 実際の社会復帰促進には保護司による部分が大きいですが、本制度が保護司の活動にどのような影響を及ぼすか。
- 裁判官も社会内処遇の具体的な実態を良く理解しなければならぬはずだが、そのような知見を拡げる取組みはどのようになされているか。
- 裁判員裁判で刑の一部執行猶予判決を出す場合、裁判員への説明等はどうされるか。

◆ 今後の地裁委員会

今回は、平成29年2月16日午後3時30分～。テーマは「裁判所に来る身体障害者に対する対処について」。次回の委員会終了後、委員相互の意見交流を図るため、懇親会を開催することとなりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

もっと知ろうよ！オキナワ！

第8回 辺野古埋立承認取消をめぐる違法確認訴訟に関する高裁判決 (福岡高裁那覇支部平成28年(行ケ)第3号事件)

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 埋立承認取消をめぐる これまでの裁判等の流れ

本稿は、標記高裁判決について、沖縄問題対策部会での議論をもとに批判的に論述するものであるが本論に入る前に、LIBRA2016年9月号でも報じたことではあるが、前・沖縄県知事（仲井眞弘多知事）による辺野古埋立承認（2013（平成25）年12月27日。以下「本件承認処分」という）に対して、現・知事（翁長雄志知事）が取消処分（以下「本件取消処分」という）をしたことを契機とする裁判等についての流れを今一度整理しておくことにする。

2016（平成28）年3月4日、福岡高裁那覇支部において、国が提起した代執行訴訟につき和解が成立した。この和解により、従前提起されていた、執行停止決定に関する関与訴訟と抗告訴訟という2つの訴訟も終了し、この時点で3つの訴訟が終了した。しかし、この3日後に、国が本件取消処分に対して是正指示をしたため、県知事は、2016（平成28）年3月23日、地方自治法に基づき総務省の第三者機関である国地方係争処理委員会に審査の申出をした。同委員会は、同年6月20日、決定を出したが、是正の指示が地方自治法（245条の7第1項）の規定に適合するか否かについては判断をしない、という、県も国も全く予想できない内容のものであった。

そして2016（平成28）年7月22日、国は県知事を被告として県知事が本件承認取消処分に対する是正の指示に係る措置を講じないのは違法であるとして、地方自治法（251条の7第1項）に基づき福岡高裁那覇支部に不作為の違法確認訴訟を提起した。これが標題の行政訴訟事件である。

2 福岡高裁那覇支部平成28年9月16日 判決（以下「本件判決」）の大まかな内容

- (1) 本件判決は、多くの論点につき、国の主張をほぼ全面的に容認し、国の請求を認容した。
ここで、ごく大まかに判決要旨をまとめると、次のごとくである。
- (2) 本件訴訟の審理の対象が、本件承認処分であるのか（国の主張）、本件取消処分であるのか（県の主張）。本件判決は、審理の対象は本件承認処分であるとした。そして、この処分に要件裁量論が認められる場合には、裁量権の行使が逸脱・濫用にわたり違法であることを要する、とした。すなわち、前知事の行なった本件承認処分に裁量権の行使の逸脱・濫用がないのであれば処分は違法ではない、として、この処分を取消した現知事の処分には是正指示を出した国の措置を支える法律論を展開した。
- (3) 知事が公有水面埋立法4条1項1号の要件（国土利用上適正かつ合理的なこと）を審査するにあたり、国防・外交上の事項が含まれるのか、という論点につき本件判決は、及ぶ、とはしたものの、国の説明する国防・外交上の必要性について具体的な点において不合理であると認められない限りは、県はその判断を尊重すべきである、として制約を設けた。
- (4) その上で、1号要件については、辺野古埋立の必要性（普天間基地の危険性の除去）が極めて高くそれに伴う環境悪化などの不利益を考慮したとしても1号要件の該当性を肯定した本件承認処分の判断が不合理なものではない、と判示した。
- (5) 知事が公有水面埋立法4条1項2号の要件（環境保全および災害防止について十分に配慮された

ものであること)を審査するについては、専門技術的知見を尊重して行なう合理的判断に委ねられる、とした上で本件埋立承認処分にあたり判断に不合理な点があるとはいえない、とした。

- (6) このようにして、本件埋立に関して県の審査の権限を制約するとともに前知事の裁量を認め、本件承認処分が違法とはいえないとする基礎づくりをした。
- (7) そして結論として、知事が是正に従わないことは違法である旨を判示した。

3 本件判決に対する批判

- (1) 違法性の有無に関する判断対象は何か。本件埋立承認取消処分は原処分たる本件埋立承認処分とは別個の処分であり、違法性の判断は本件埋立承認取消処分を対象としてなされるべきである。すなわち、本件埋立取消処分に裁量権の逸脱・濫用があつて違法であるといえるかが審理の対象であるべきである。もし本件埋立承認処分(原処分)の違法性が審理の対象であるとするれば、原処分が違法とされる場合は極めて限られることになり、裁量処分の職権取消を認める意義が損なわれることになってしまう。
- (2) 本件判決は、公有水面埋立法4条1項1号の要件審査の対象として国防・外交に関する事項にも及ぶとした上で県は国の判断を不合理であると認められない限りは尊重すべきである旨判示している。しかし、県は、日米安保条約の存在や米軍が日本に存在することの抑止力まで争っているわけではない。また、普天間基地が危険な基地であり早急に移設すべきものである点は国よりもはるかに理解をしているのであつて、こうした点を争っている

のではない。県が声を大にして主張しているのは、普天間基地の移設先がなぜ同じ沖縄県の辺野古でなければならないのか、という点である。この点は、国防・外交に関する国の専権事項であると断じるには、あまりに沖縄県特有の事情が多く存在しているのであつて、沖縄県の自治とも緊密な関係を有するのであるから、この点こそ国が説得的な説明をすべき点であるはずである。本件判決は国の主張のとおり、あっさりとして沖縄の地理的優位性を認め、海兵隊の一体的運用の必要性を肯定して辺野古への移設を認めてしまっている。しかし、行政訴訟は早期に決着すべき要請があるとはいへ、そうした事実認定は可能な限りあらゆる証拠をそろえて慎重に行なうべきである。本件判決は、県知事の本人尋問をのぞき証人尋問もないまま、上述のような事実認定をしてしまっている点で問題がある。

4 歴史の検証と問題説明が不可欠

前知事は当初から、埋立事業は環境の保全上重大な問題がある、として埋立には否定的な公式発言をしていた。それが、急転直下、埋立承認処分を出したことから、取り返しのつかない禍根を残す事態が生じようとしているのであつて、この点は歴史の検証という意味でも十分に説明されなければならない問題がひそんでいると思える。

注) 本稿提出後、県(知事)の上告、上告受理申立に対して2016(平成28)年12月20日に最高裁判所が弁論を開かないまま判決を出すこととなった。今後、本件埋立承認処分をめぐる裁判および裁判外の動きが注目される。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第47回 最高裁第二小法廷平成28年7月8日判決 (行橋労働基準監督署長事件)〔最高裁判所ホームページ〕

労働法制特別委員会委員 藤井 希 (66期)



1 事案の概要

(1) A社は金型の加工業を営む従業員7名の会社で、Bは、親会社CからA社に出向し、営業企画等の業務を担当していた。A社は平成22年8月以降、中国子会社から研修生を受け入れるようになり、その都度、社長代行であるE部長の発案により社員親睦の歓送迎会が開催されていた。

同年12月6日、E部長は、翌7日に、研修を終える3名と開始する2名の歓送迎会(本件歓送迎会)を開催することを企画し、B以外の従業員は参加する旨の回答をした。

(2) 本件歓送迎会当日の朝、E部長が、Bに対して、出席を打診したところ、Bは、「12月8日期限内で社長に提出すべき営業戦略資料を作成しなくてはいけないので、参加できない」と回答したが、E部長は、「今日が最後だから、顔を出せるなら、出してくれないか」「資料が完成していなければ、歓送迎会終了後にBとともに資料を作成する」と述べた。

(3) 本件歓送迎会は、午後6時30分頃から、a工場と同じ町内の飲食店で開催されたが、E部長が、社用車で、研修生5名を研修生らの住居である同町内のアパートまで迎えに行き、終了後も、E部長が、アパートまで送る予定となっていた。また、飲食代金はA社の福利厚生費から支払われた。

Bは、a工場では資料を作成していたが、一時中断し、社用車を運転して、午後8時頃、飲食店に到着した。

(4) 本件歓送迎会は、午後9時過ぎに終了した。Bは飲酒せず、酩酊状態の研修生5名をアパートまで送った上でa工場に戻ろうと、アパートへ向けて運転中、対向車線を走行中の大型貨物自動車と衝突し(本件事故)、死亡した。

(5) Bの妻は、同23年11月、労働基準監督署長に対

し、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付等の支給を請求したが、不支給決定を受けたため、その取消しを求めたのが本件である。

第一審及び原審ともに、本件歓送迎会は、研修生との親睦を深めることを目的として、従業員有志によって開催された私的な会合であり、本件歓送迎会に付随してBが任意に行った運転行為が、A社の支配下にある状態でされたものとは認められないとし、請求を棄却したため、原告が上告した。

2 争点及び問題の所在

(1) 争点は、Bの死亡が、労働者災害補償保険法1条、同12条の8第2項、労働基準法79条、同80条の「業務上」の事由による災害に該当するかである。

(2) 労働者災害補償保険は、「業務災害」(労働者災害補償保険法7条1項)または「通勤災害」(同条2項)に対して支給されるが、「業務災害」とは、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」と定義されている(同条1項)。

そして、「業務上」といえるかどうかの判断基準は、事故によって負傷・死亡した場合と、疾病を発症した場合とで異なるが、前者の場合は、業務と災害との間の相当因果関係(業務起因性)を肯定するための要件として、災害が、労働契約に基づく事業主の支配下にある状態において発生したこと(業務遂行性)が必要とされている。

本件事故は、事業場外で、飲酒をともなった歓送迎会後の送迎中に発生したものであり、しかも、E部長らがBに対し、研修生をアパートへ送るように指示した形跡はうかがわれないため、本件事故時のBの運転行為について、業務遂行性が認められるかが問題となった。

3 判旨の概要

本判決は、業務遂行性について、「労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態において当該災害が発生したことが必要（最高裁昭和57年（行ツ）第182号同59年5月29日第三小法廷判決・裁判集民事142号183頁参照）」という従来の考え方を示したうえで、Bは、本件事故の際、A社の支配下のもとで労働契約に基づく業務を遂行していたと判断し、Bの死亡は業務災害にあたるとして、不支給決定を取り消した。

4 判決の理由

本判決は、上記判断にあたり、以下のとおり、本件の事実を詳細に検討した。

(1) a工場→本件歓送迎会→a工場というBの一連の行動について

Bは、資料提出の期限を理由に本件歓送迎会の参加を断ったにもかかわらず、E部長は、参加してほしい旨の強い意向を示したこと、E部長が、資料提出の期限を延期せず、本件歓送迎会の終了後、E部長も資料作成に加わる旨を伝えたこと等の事実を挙げ、Bは、「本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、その結果、本件歓送迎会の終了後にa工場に戻ることを余儀なくされ」、A社は、「Bに対し、職務上、上記の一連の行動をとることを要請していた」と評価した。

(2) 本件歓送迎会の性質

本件歓送迎会は、社長代行であるE部長が企画したこと、研修生との親睦を図る目的であること、費用がA社の経費で支払われていたこと等の事実から、「研修の目的を達成するためにA社において企画された行事の一環」であり、「A社及びC社と中国子会社との関係の強化等に寄与するものであり、A社の事業活

動に密接に関連して行われたもの」とした。

(3) Bの運転行為について

もともとE部長が研修生を送る予定だったこと、アパートまでの経路は、a工場へ戻る経路から大きく逸脱しないこと等の事実から、Bの運転行為は、「A社から要請されていた一連の行動の範囲内」と評価した。

(4) 「以上の諸事情を総合すれば、(中略)、本件歓送迎会が事業場外で開催され、アルコール飲料も供されたものであり、研修生らを本件アパートまで送ることがE部長らの明示的な指示を受けてされたものとはうかがわれないこと等を考慮しても、Bは、本件事故の際、なおA社の支配下にあったというべきである。」

5 本判決の検討

社外行事に関連する事故について、従来の裁判例は、事業主による参加「指示」や「強制」の有無を、業務遂行性の判断基準とするものが多い（福井労基署長事件・名古屋高金沢支判昭和58年9月21日（労民34巻5=6号809頁）、高崎労基署長事件・前橋地判昭和50年6月24日（労判230号26頁））。

本判決は、E部長らによる「明示的な指示」がうかがわれないとしつつも、Bの運転行為は、A社から「要請」されていた一連の行動の範囲内であるとして、業務遂行性を肯定した。特に、参加を要請された歓送迎会中の行為を超え、これが終了した後の、酩酊した研修生をアパートに送る運転行為についてまで、歓送迎会終了後の資料作成の暗黙の要請や、当時、Bは飲酒していなかったという事情等をふまえ、業務性を肯定したことに意義がある。もとより、事例判決ではあるが、今後、どのような場合に、「要請があった」として社外行事中の一連の行為について業務性が肯定されるのか、注目される。

東と弁往來

第49回 法テラス千葉法律事務所



千葉県弁護士会会員 野原 郭利 (65期)

2012年12月に弁護士登録。東京弁護士会に入会。
2014年1月より6ヶ月、長崎県雲仙市の社会福祉法人へ研修出向。
2014年7月より法テラス千葉法律事務所に着任し、現在に至る。

法テラス千葉法律事務所
(千葉県千葉市)

1. 自己紹介

65期の野原郭利と申します。2013年1月より1年間、東弁の公設事務所である東京パブリック法律事務所、法テラスのスタッフ弁護士として養成を受けた後、6ヶ月間長崎県雲仙市の知的障がい者支援を中心に行っている社会福祉法人に研修出向をしました。その後、2014年7月より、法テラス千葉法律事務所に着任し、現在に至ります。東京での養成期間は非常に熱い先輩方に囲まれた楽しい期間で、あっという間に過ぎてしまった印象があります。

2. 千葉県の特色

千葉県の特色、と言っても、東京のみなさまも簡単にアクセスできる地域でもあり、それほどご紹介できることはありません。ただ、海沿いなので魚はとてもおいしく、南に下る事件の時には、可能な限り海の幸を堪能するのが今の楽しみです。山や海等、豊かな自然に囲まれた地域も多く、事務所のメンバーにて旅行に行き、山に登ったり、牧場でバーベキューをしたりしたこともありました。

また、千葉県は、房総半島全域が対応地域になることもあって、首都圏としての都市型の事件から、司法過疎地といえるような地域での高齢者等の事件まで、幅広い事件を抱えている地域だと思います。

3. 法テラス千葉法律事務所の概要

(1) 刑事事件の担い手

現在、事務所は弁護士8名・事務局8名で、法テラス内では東京に次いで2番目の規模の法律事務所になります。元々、被疑者国選拡大時の国選事件の対

応が当初の赴任目的だったこともあり、比較的刑事事件に力を入れている弁護士が多いのが特色と言えます。また、かつて裁判員裁判を多数担当していたOB弁護士も複数千葉に定着しているため、そのような弁護士と共に事件を担当することで、研鑽できるのはよいことだと思います。

なお、現在は、単位会内でも弁護士数が増え、刑事国選事件の担い手が相当数増加したこともあって、かつてのように刑事事件に特化して活動を行う役割は終えつつあるように思います。

(2) 司法ソーシャルワークの実践

他方、現在は福祉機関からの打診で事件を受任したり、福祉機関と共に事件処理に取り組んだりというような、いわゆる「司法ソーシャルワーク」と呼ばれる役割や、困難事件・ペイしない事件の対応等、補完的役割を担う部分が増えているように思います。

法テラス千葉では、法的アクセスが困難な依頼者につながるため、「ダイレクト連携」というスキームを実践しています。これは、県内の行政や福祉施設等、福祉の支援者からの問い合わせに対して、法律事務所の



法テラス千葉法律事務所の弁護士

スタッフ弁護士が情報提供を実施するというものです(法テラスの情報提供業務の一環として行っています)。この中で、簡単な法的助言を行ったり、援助を要する事案では弁護士会の法律相談を紹介したりして、アクセスの改善に取り組んでいます。その中で、出張を要すること等から、コスト的に見合わない案件については、スタッフ弁護士が相談対応を行うこともあります。

また、講演・業務説明を行うことも多くあります。この中では、自分達の行った連携事例を紹介したり、法テラスの活用法をお伝えしたりしています。県内でも、遠隔地で業務説明を行った際には、法テラスを知っている福祉職の方が一人もいなかったこともありました。さらなる周知活動の必要性を実感したところです。

4. 千葉での活動

(1) 受任事件

私が担当している事件は、先に述べた「ダイレクト連携」の中で出張を要する案件や、刑務所や精神病院での相談から受任している事件が大半を占めています。

事件類型としては、債務整理や家事事件、外国人の事件等が多いです。元々法的アクセスが困難だった依頼者の方の中には、何らかの障がいを抱えていて、かつ配偶者や家族からの虐待を受けているといったような、重複的な課題を有する方が多い印象です。こうした方々の場合、法的問題の解決だけでは足りず、福祉の支援者による生活支援等が不可欠であるように思います。

また、上記の通り、基本的に出張の案件が多く、依頼者の所在地としても、千葉県内の南端や東端に近い地域の事件も少なくありません。そのため、事件対応は半日がかりとなってしまいます。そのような地域では、弁護士も数的にも不足している現状がありますので、法的アクセスの改善のためには、法テラスの地域事務所等の設立の必要性を、現場のスタッフ弁護士達は感じているところです。

(2) 刑事事件

元々、刑事事件に取り組みたいという希望が非常に強かったこともあり、私自身は刑事事件への取り組みには力を入れています。

担当する事件としては、裁判員事件で、連日接見対応を行い、依頼者の親族に会いに北海道まで行ったような事件もあれば、他方で障がいを抱えた依頼者と筆談で接見し、起訴猶予後まで支援を行っている事件等、幅広い事件があります。刑事事件について、こ



鋸山山頂からの風景

のように大型・比較的長期にわたる裁判員事件に集中できたり、釈放後の支援まで関わられたりするのには、スタッフ弁護士の強みであり、魅力だと感じています。

(3) 連携活動

その他には、千葉市の精神障がい者の退院後の地域移行に関する委員や、南部圏域の障がい者の権利擁護に関する委員等にも選任されて活動をしています。また、「司法福祉千葉モデル勉強会」という、罪に問われた障がい者や高齢者の支援を行う地域生活定着支援センターを中心に、福祉支援者、行政職員、受入先施設、有志の弁護士や検察官等が集まって行う勉強会に参加しています。この勉強会で面白いのは、ここでの事例相談から、実際の連携が生まれることです。

釈放後の受入れ先がないホームレスの方の相談をした際には、受入れ可能なシェアハウスを紹介していただいたことがありました。他方、勉強会の中で出所者の方への借金の督促に関する相談があり、実際にその方の債務整理の依頼を受けたこともありました。このように、勉強会の中から双方向の連携が始まるのは、非常に意義深いものがあると考えています。

5. 最後に

私の任期は、この記事が出る1月には更新を行っている予定ですので、もうしばらくは千葉でスタッフ弁護士として活動を続けていく予定です。徐々にではありますが、所属する委員会内等でも顔を覚えていただけるようになってきましたので、外国人や貧困、障がい者の分野等で、所属委員会とも連携して、法的アクセス障害の改善に役立っていけたらと考えています。

また、刑事事件については、現在も比較的大型の裁判員事件等を受任していますので、今後もライフワークとして取り組んでいきたいと考えています。

最終的には、公設事務所に帰任の上、千葉での活動を還元したい、自分が養成を受けた恩返しをしたいとも考えています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

58期(2004/平成16年)

現在の礎である司法修習



会員 白鳥 玲子 (58期)

前期修習の開始

58期の修習期間は前期修習3か月、実務修習1年、後期修習3か月の1年6か月で、2004年4月から開始した。前期修習は座学が中心であり、起案→採点でボコボコ→解説を聞く→わかった気になって起案→採点でボコボコのループ…ではあったが、教官のご指導と優秀なクラスの友人達に助けられ、徐々に起案も上達したように思う。学生生活のような同期との交流が楽しく、前期修習が終わり、皆が全国に散らばるときにはとても寂しい気持ちがあったのを覚えている。

実務修習

実務修習は東京だった。当初は地方修習の少人数の修習がうらやましく思ったが、それは全くの杞憂であり、東京修習でも修習先ではどこでも非常にかわいがっていただいた。

検察修習では大部屋での捜査修習、少人数に分かれた公判部での修習で生の刑事事件にはじめて触れた。司法解剖に立ち会ったことは人生観を変えた出来事だった。

弁護修習では、修習先の事務所や他の事務所の弁護士にも様々な事件を見せていただいた。中でも思い出深いのは、ビルマの難民の方の話聞いたことである。弁護士登録後、弁護団に入り、事件をいくつか担当することとなったが、ビルマの民主化を経て、2016年11月にビルマ（ミャンマー）を訪問できたことは、弁護修習での縁がなければありえなかったことである。

民事裁判修習では、山梨県での現地での検証に宿泊

付で同行させていただくことができた。裁判所内でのコアな修習以外にも昼食や懇親会という機会はもちろんのこと、テニス、卓球、ボーリングなどを一緒にした。また、当時、東京地裁の有志で実施されていたスキーツアーに我々修習生も参加させてもらった。雪国への赴任で鍛えられた裁判官のスキーの腕前に「雪国で裁判官もいいな」と、邪な気持ちで、任官に心がかなり動いたことを思い出す。宴会では「およげ裁判官」（「およげ！たいやきくん」の替え歌）を聴いたりするなど、いつもの裁判官とは違った面を見ることができた。日々の修習においても、裁判官側からの準備書面・証拠検討の技法、尋問の準備、判決起案の方法、和解に関する心得、書記官からみた弁護士業務と、今でも心に刻んでいることばかりである。

後期修習

後期修習に戻ったときには、前期修習とは異なり、起案に対する恐怖が減少し、意欲的に取り組めるようになったのを感じた。模擬裁判は「おままごと」ではなく、実務に出る直前の真剣勝負だったのをよく覚えている。

おわりに

振り返ってみると、修習で得た知識と経験は現在の仕事の礎である。また、信頼を寄せる多くの先輩・友人を得られたことで現在も公私ともに助けられている。充実した日々を送らせていただいた諸先輩方にこの場をお借りしてお礼を申し上げたい。

弁護士として働くということ

会員 船井 克矢

1 はじめに

私が弁護士として働くようになって約1年が経った。この1年を振り返りつつ、「弁護士として働くということ」を考えてみたいと思う。

2 勤務状況

現在、私は勤務弁護士、いわゆるイン弁である。事務所事件については、先輩弁護士の指導を受けながら一緒に事件処理をしている。事務所事件とは別に、国選の刑事事件や一般民事事件を個人事件としてやっている。

3 弁護士の仕事の魅力

- (1) 私が修習生になった頃に作成した履歴書には、「私は、①自分の頭一つで仕事ができること、②人と接し、人の役に立つことが実感できること、という二点に魅力を感じ、弁護士を志望しました」と記載されていた。
- (2) 弁護士を経験してみると、やはり当時考えていたとおり、ありきたりではあるが、悩み事を抱えて相談にやってきた依頼者の表情が、少しでも明るくなって帰って行く姿を見ると、何ともいえない満足感がある。そして、満足して頂いた依頼者が、また他の依頼者を連れてきて下さる様子を見て、人とのつながりは大事だと改めて感じる。

- (3) 一方で、私は、個人事件を経験して、当時は想像していなかった弁護士のやりがいを感じている。

それは、仕事の成果が報酬として直接反映されることである。

私が学生時代に経験したアルバイトでは、結局、自分はお寿司屋さんや塾の歯車でしかないのではないかと、自分がしている仕事（お寿司屋さんの皿洗いや学習塾のテキスト作り等）が、お客さんや生徒が支払う金銭と直接結びついていないのではないかと、という違和感を常に感じていた。

私は、仕事の成果が報酬として直接反映されるということも、弁護士という仕事の魅力だと思う。

4 弁護士の仕事の難しさ

弁護士だからこそその魅力がある一方で、弁護士だからこそその難しさもある。

先輩弁護士が私に対して常に繰り返す言葉が、「弁護士としての責任感を持って仕事をするように」という言葉である。

この言葉は、言うことは簡単ではあるが、なかなか実行が難しい。それどころか、正直に言うと、つい最近まで、言葉の意味をよく理解できていなかった。

自分の仕事によって、依頼者の人生を大きく左右してしまいかねないにもかかわらず、イン弁という立場で先輩弁護士と一緒に業務をしていると、その事件処理に対する最終責任者でないという深層心理が働くのか、あるいは、先輩弁護士に遠慮してか、徹底的に自分の主張の根拠となる文献や判例を探したり、依頼者に対する事実関係の聞き取りが、甘くなってしまっていたように感じる。

タイムスケジュールも含め、自分が主体的に事件を処理していくという意識を持って仕事をしなければならないと、自分自身の中で意識改革をしているところである。

5 おわりに

先日、ボス弁が、エクスターンシップで来ていたロースクール生に対して、「ADRは、何の略か分かるか」と聞いていた。内心、私が聞かれなくてよかったと思っていたのだが、そのロースクール生が答えられずにいると、ボス弁は、「弁護士という仕事は、知的好奇心で動いているようなものだ。分からないことがあれば、なんでも勉強しなさい」と述べた。

なるほど、弁護士という仕事は、世の中の全ての事象に係わることができる仕事である。自分の知らない世界を知ることができること、自分の知的好奇心を満たすことができることも、弁護士の仕事の魅力なのかもしれない。実際、私はボス弁が御年77歳にして、自室でイタリア語を勉強している姿を目撃したことがある（仕事のためではなく旅行のためかもしれない）。

弁護士だからこそ難しいこと、つらいことが、これから沢山でてくると思う。

ただ、私は、弁護士だからこそ感じられるやりがい、魅力は、もっと沢山でてくるのではないかと、楽しみにしている。

『薄紅天女』

荻原規子 著 徳間書店 2,200 円 (本体)

「至って平凡」な主人公が共感を呼び
日本の歴史・文化に根ざしたファンタジー

会員 藤井 裕子 (62 期)



私のお薦めの一冊は、「薄紅天女」である。

『薄紅天女』は、ファンタジー作家の荻原規子氏が手がけた勾玉三部作の「空色勾玉」「白鳥異伝」に続く、三作目であり、私の中では、同氏の作品の中の一番のお気に入りである。

荻原規子氏の作品は、勾玉三部作以外も、「風神秘抄」などの派生本や、「西の善き魔女」シリーズや、「RDG レッドデータガール」シリーズ、最近では、「エチュード春一番」シリーズなどがあり、私は、中学のときから、現在に至るまで、読み続けている。

『薄紅天女』では、日本人と蝦夷との混血の「阿高」、帝の娘で内親王の「苑上」の2人が主人公である。「阿高」を中心に描かれる関東・東北編と「苑上」が中心に描かれた後に上京してくる「阿高」と一緒になって描かれる近畿編の二つからなっており、ストーリーの構成が絶妙で素晴らしい。

「空色勾玉」から物語の中心にある勾玉は、日本の神に由来し、天皇家とも深いつながりを持つという設定で、「空色勾玉」でも「白鳥異伝」でも人々・時代を超えて子孫までをつなぐ役割を担う。

「空色勾玉」「白鳥異伝」からの続きでもある『薄紅天女』では、方々に散り、最後に残った勾玉を、竹芝の「阿高」の父が、「阿高」の母である異能の蝦夷の女神に贈り、坂東の男の子として生まれた「阿高」が受け継ぐ。「阿高」は、居場所を求め、蝦夷の元に行き「勾玉」の力を使うことも知るが、「阿高」は、友の助けで居場所を再確認し、「勾玉」の力が求められる都に上る過程で、同じく居場所を

求めて鬱屈した「苑上」と出会い、呪われた長岡京で、「勾玉」を使うことになるのである。

坂上田村麻呂や、後の空海、藤原薬子、後の平城天皇や、後の嵯峨天皇、アテルイなど、歴史上の人物が描かれたり、蝦夷討伐、藤原京から平安京への遷都も描かれるなど、歴史上の物事ともちらほら接点があるところが、読者に、現実とファンタジーを行き来させる。

荻原規子氏の作品の魅力というのは、主人公の性格が「至って平凡」であり、どこにでもいる女の子、男の子という設定であることである。実際には、特殊な能力があったり、身分があったりするなど、「非凡」なのであるが、あくまで、主人公自らは「平凡」な生活や身の丈に合った幸せを求めるところが、読者の共感や感情移入を呼ぶのである。

ファンタジーというのは、もちろん通常ではありえないことが多いが、突飛すぎではダメで、少しでも身近なものがなければ、ファンタジーたり得ないのである。

日本には、八百万の神、自然信仰や、地域に根ざしたおとぎ話などがあり、荻原規子氏の作品は、日本における独自のファンタジーの可能性を感じさせる。

また、荻原規子氏の作品では、人物描写だけでなく、風景の描写も適時に出てきて、頭の中で風景が思い描きやすい。

仕事の合間に、また、お子さんたちと読む作品としても、お薦めである。



学院へすゝめ

会員 三澤 英嗣 (48期)



「慶應法学」に
法曹リカレント教育
について執筆しました

1 弁護士が法科大学院に入学

みなさん、こんにちは。私は、現在、昨年7月に新たに設置された渋谷パブリック法律事務所三田支所の支所長をしています。

突然ですが、みなさんは、「法曹リカレント教育」をご存じでしょうか。おそらく、大半の方はご存じないと思いますので、この度、その紹介も兼ねて、50歳を過ぎた弁護士が法科大学院に入学して勉強する様子を少しばかり記したいと思います。

2 法曹リカレント教育とは

法曹リカレント教育とは、大雑把に言えば、実務家が法科大学院で継続教育を受けるというもので、実務家から見れば、継続研修の一つの形と言えます。

私は、平成22年から6年間、日弁連で法曹養成対策室長の任にありましたが、当時、法科大学院での継続教育が課題となり、慶應義塾大学（以下「慶應」といいます）と中央大学の各法科大学院に、実務家向けの専門カリキュラムの設置をお願いしました。両校ともにご協力いただくと同時に、日弁連からは、より良い実務家のための教育（研修）にするために、実務家をモニターとして送り込み、授業の改善点等を協議してきました。

このような経緯で私自身リカレント教育をお願いした立場である以上、自分で体験しないのは無責任だと思い、昨年4月に、慶應法科大学院にリカレント生として入学しました（学費は自腹です）。

3 用意されているカリキュラム

慶應で用意されているリカレントカリキュラムは、専門分野に仕分けされたもので、租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法、グローバル法務です。私は、知財法（3科目6単位）の基本的なコースを選択しました。1科目全15回の授業で、前期は週

2回、後期週1回、通いました。もちろん期末試験（不慣れな手書きです）もあります。

4 授業の様子

私が受講したのは基本的なコースですので、展開先端科目で知財を取っている学生と一緒に受講します。ですので、学生が法科大学院でどのような授業を受けているのかが分かりました。法科大学院教育については、様々批判がありますが、受講した体験からは、現在の授業は、旧来の法学部で行われたようなものと異なり、実務家登用試験である司法試験を意識したものになっていると感じました。

また、全15回の授業ですので、当該科目の体系的な理解に繋がります。実務家は、新たな分野でも、目の前の事件について法的対応はしますが、やはり、体系的知識や思考はしっかり学ばないと身につけません。その意味では、リカレント教育は最適です。

5 課題

課題としては、法科大学院が実務家を受け入れるための工夫がもう少し必要だと思います。リカレント生となる私の30年前の大学の成績や入学の際の保証人など、果たして本当に必要なのかは気になります。また、登録料や授業料についても、工夫が必要かもしれません。

6 最後に

勢いでリカレント学生として入学してしまったわけですが、最大の課題は、私の個人的な問題かもしれませんが、友達ができないことでした。何せ、周りは20代の学生ですから。孤独に耐える力は必要です（教員の方々には大分お気遣いいただいております）。

でも、総じて言えば、法科大学院で学ぶことは意味があります。みなさんも、「学問のすゝめ」ならぬ「学院へすゝめ」で、自分磨きをしてみませんか。

法律学

『日本人はどのように法学を受容したのか 開館20周年事業合同図書館講演会(DVD)』内田貴／東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館

外国法

『発展するアジアの政治・経済・法』松尾弘／日本評論社
『台湾法入門』蔡秀卿／法律文化社
『おまえがガンバれば モンゴル最高裁での法整備支援2045日』岡英男／司法協会
『近代国家と市民権・市民的権利―米国における市民権・市民的権利の発展』松澤幸太郎／信山社出版
『オランダ会社法』田邊真敏／商事法務
『アメリカの司法と政治』大沢秀介／成文堂
『ベトナムの会計・税務・法務Q&A 第2版』新日本有限責任監査法人／税務経理協会
『中国知財戦略』山田勇毅／白桃書房

憲法

『憲法学のゆくえ』穴戸常寿／日本評論社
『概説ジェンダーと法 第2版』辻村みよ子／信山社
『憲法と民主主義を学びなおす』山口二郎／岩波書店
『立憲主義と民主主義を回復するために』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第59回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
『新・情報公開法の逐条解説 第7版』宇賀克也／有斐閣

議会制度

『選挙と議会の比較政治学』岩崎美紀子／岩波書店

行政法

『建築物の防火避難規定の解説 2016』日本建築学会／ぎょうせい
『用地取得と補償 新訂9版』全国建設研修センター／全国建設研修センター

警察法

『Q&A 企業のための反社会的勢力排除実践マニュアル』長崎県弁護士会／商事法務

税法

『金融取引と課税 4』トラスト未来フォーラム
『アクセス税務通達の読み方』酒井克彦／第一法規
『日税研論集 第69号(2016) 減価償却課税制度』日本税務研究センター／日本税務研究センター
『Q&A 新しい国税不服申立手続ハンドブック』黒坂昭一／大蔵財務協会
『不動産の評価・権利調整と税務 平成28年10月改訂』鶴野和夫／清文社
『株式報酬の税務と法務 平成28年版』桜井光昭／大蔵財務協会

地方自治法

『ケーススタディ図解自治体政策法務』新保浩一郎／ぎょうせい

民法

『改正民法正解 上巻・下巻』林金次郎／信山社出版
『下森定著作集 3 民法解釈学の諸問題』下森

定／信山社

『加藤雅信著作集 3 不当利得論』加藤雅信／信山社
『法人登記の手続 6訂版』日本法令法人登記研究会／日本法令
『応用自在! 覚書・合意書作成のテクニック』みらい総合法律事務所／日本法令
『民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の解説 第5版』民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会／大成出版社
『民間(旧四会)連合協定小規模建築物・設計施工一括用工事請負等契約約款及びリフォーム工事請負契約約款の解説』民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会／大成出版社
『ドキュメント離婚事件』杉井静子／新日本法規出版
『事例解説成年後見の実務』赤沼康弘／青林書院
『ハンドブック成年後見2法』大口善徳／創英社
『Q&A で学ぶ空き家問題対策がよくわかる本』経済法令研究会／経済法令研究会
『信託と民事手続法の交錯』トラスト未来フォーラム
『事業承継・相続対策に役立つ家族信託の活用事例』長崎誠／清文社
『前科登録と犯罪事務 5訂版』富永康雄／日本加除出版
『交通事故加害者家族の現状と支援』阿部恭子／現代人文社
『交通事故における過失相殺率 第2版』伊藤秀城／日本加除出版

商事法

『会社法論集』岩原伸作／商事法務
『会社法』田中亘／東京大学出版会
『会社法重要判例 第2版』酒巻俊雄／成文堂
『企業の情報管理』上村哲史／労務行政
『安定株主の分析』上田亮子／商事法務
『取引手法別資本戦略の法務・会計・税務』EY Japan／中央経済社
『最新株式会社の議事録事例集 3訂版』星野文仁／日本法令
『新・取締役会ガイドライン 第2版』東京弁護士会会社法部／商事法務
『取締役会報告事項の実務 第2版』中村直人／商事法務
『これならわかる決算書キホン50! 2017年版』木村直人／中央経済社
『最近の粉飾 第7版』井端和男／税務経理協会
『内部留保の実態調査』西山賢吾／商事法務
『詳解アライアンス契約の実務と条項』奈良輝久／青林書院

刑法

『刑法総論講義案 4訂版』司法協会
『性暴力被害者への支援』小西聖子／誠信書房
『被害者学』諸沢英道／成文堂
『法務総合研究所研究部報告 55 性犯罪に関する総合的研究』法務総合研究所
『犯罪心理学事典』日本犯罪心理学会／丸善出版
『終身刑の導入について考えよう 死刑制度も含め、日本の刑罰の在り様に向き合おう』東京弁護士会／東京弁護士会
『死刑廃止と拘禁刑の改革を考える 寛容と共生の社会をめざして』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第59回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会
『刑事政策の国際的潮流』藤本哲也／中央大学出版部

司法制度・司法行政

『いま、司法が果たすべき役割とは 法の支配の確立をめざして』日本弁護士連合会／日本弁護士連合会
『日本弁護士連合会の人権擁護活動』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会
『日弁連・弁護士会の活動報告 立憲主義と民主主義を回復するために』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第59回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
『なぜ弁護士は訴えられるのか』升田純／民事法研究会

訴訟手続法

『企業法務のための民事訴訟の実務解説』圓道至剛／レクシスネクシス・ジャパン
『必要の共同訴訟の理論と判例』井上繁規／第一法規
『民事実務講義案 5訂版』司法協会
『民事訴訟法講義案 3訂版』司法協会
『完全講義民事裁判実務の基礎 新版 発展編』大島眞一／民事法研究会
『民事執行・保全 15講』内田義厚／成文堂
『社長・税理士・弁護士のための私的再建の手引き 第2版』徳永信／税務経理協会
『夫婦関係調停条項作成マニュアル 第6版』小磯治／民事法研究会
『民事調停の理論と実務』三好一幸／司法協会
『刑事事件における証拠関係カードの記載に関する実証的研究 新訂』司法協会
『新交通事件供述調書記載例集 第4版』木村昇一／立花書房
『公判手続と調書講義案 3訂版』司法協会
『こう直さなければ裁判員裁判は空洞になる』五十嵐二葉／現代人文社
『裁判員制度はなぜ続く』織田信夫／花伝社

経済産業法

『解説消費者裁判手続特例法 第2版』山本和彦／弘文堂
『再生可能エネルギー法務』第一東京弁護士会環境保全対策委員会／勁草書房
『金融商品取引法』黒沼悦郎／有斐閣
『公開買付けの理論と実務 第3版』長島大野常松法律事務所／商事法務
『先物取引裁判例集 75』先物取引被害全国研究会／先物取引被害全国研究会
『フランチャイズ契約の実務と理論』遠藤隆／日本法令
『外為法ハンドブック 2016』三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社／三菱UFJリサーチ&コンサルティング
『実務解説資金決済法 第2版』堀天子／商事法務
『ファイナンス法』酒井俊和／商事法務
『国際弁護士が教える海外進出やっぴいこと、タメなこと』絹川恭久／レクシスネクシス・ジャパン
『よくわかるグローバルインベストイゲーション』フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所／商事法務

知的財産法

『著作物を楽しむ自由のために』岡邦俊／勁草書房
『Google Books 裁判資料の分析とその評価 ナショナルアーカイブはどのように創られるか』松田政行／商事法務
『グローバルビジネスロー基礎研修 知的財産編』飯田浩司／レクシスネクシス・ジャパン

通信法

『戦後日本の放送規制』村上聖一／日本評論社

労働法

『労働法 第3版』荒木尚志／有斐閣

『労働法』ビジネス法体系研究会／レクシスネクシス・ジャパン

『税務と労務をまるごと解決する 海外勤務者・来日外国人の給与実務ダブルガイド 第2版』

あゆむ税理士法人／中央経済社

『過労死・過労自殺の救済Q&A 第2版』大阪過労死問題連絡会／民事法研究会

社会福祉法

『入門図解これだけは知っておきたい介護施設の法律問題・施設管理マニュアル』三修社

『障害者総合支援法事業者ハンドブック 2016年版報酬編』中央法規出版

『障害者総合支援法事業者ハンドブック 2016年版指定基準編』中央法規出版

『心の専門家が会おう法律 新版』津川律子／誠信書房

『新・子どもの権利擁護マニュアル』東京弁護士会／東京弁護士会

『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応』久保健二／日本加除出版

『子どもへの司法面接』仲真紀子／有斐閣

医事法

『わが国の小児医療・小児保健の課題』五十嵐隆／東京法律相談運営連絡協議会

『医療における公共的決定』飯島祥彦／信山社

『WMA 医の倫理マニュアル 2015年改訂』日本医師会／日本医師会

『医療法人・社会福祉法人の内部統制ハンドブック』東日本税理士法人グループ／中央経済社

『なぜ、無実の医師が逮捕されたのか 医療事故裁判の歴史を変えた大野病院裁判』安福謙二

／方丈社

環境法

『事件に学ぶ廃棄物処理法』堀口昌澄／日経BP社

『日本の動物法 第2版』青木人志／東京大学出版会

社会保険法

『精神科産業医が教える障害年金請求に必要な精神障害の知識と具体的対応 改訂版』宇佐見和哉／日本法令

『はじめて手続きする人にもよくわかる障害年金の知識と請求手続ハンドブック 3訂版』高橋裕典／日本法令

『法律と実務が体系的に分かる社会保険のセオリー』西島徹／レクシスネクシス・ジャパン

教育法

『主権者教育における弁護士・弁護士会の役割』日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第59回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会

『学校内弁護士』神内聡／日本加除出版

国際法

『国際行政法の存立基盤』山本草二／有斐閣

『移動と生存 国境を越える人々の政治学』柄谷利恵子／岩波書店

『入門国際機構』滝澤美佐子／法律文化社

『英文契約書レビューに役立つアメリカ契約実務の基礎』石原坦／レクシスネクシス・ジャパン

医学書

『ムーア臨床解剖学 第3版』Moore, Keith L. /メディカル・サイエンス・インターナショナル

『実地医家のための結核診療の手引き』日本結核病学会／南江堂

『診療実践小児神経科 改訂第3版』鳥取大学医学部／診断と治療社

『メディカルスタッフのための臨床医学』吉澤篤人／医薬ジャーナル社

『結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫診療ガイドライン 2016年版』日本泌尿器科学会／金原出版

『腎・尿路／男性生殖器腫瘍』青笹克之／中山書店

『肝・胆・膵腫瘍』青笹克之／中山書店

『みんなに役立つ血友病の基礎と臨床 改訂3版』白幡聡／医薬ジャーナル社

『新微生物学』館田一博／日本医事新報社

『キーワードで読む発達障害研究と実践のための医学診断／福祉サービス／特別支援教育／就労支援』日本発達障害学会／福村出版

『発達障害支援ハンドブック』金子書房

『発達障害ベストプラクティス—子どもから大人まで』『精神科治療学』編集委員会／星和書店

日本国憲法を改正し国家緊急権規定を創設することに反対する会長声明

本年7月の参議院議員選挙の結果、与党は衆参両院で3分の2以上の議席を占めることとなり、野党にも憲法改正に前向きな勢力があることから、国会両院による憲法改正の発議という事態が、現実のものとして差し迫っている。実際、具体的な改正条項を検討するために、両院の憲法審査会が再開されており、中でも国家緊急権については、与党首脳や政府高官によって、大災害が発生するたびに、憲法改正による創設の必要性が主張され、政界においては比較的憲法改正の合意が得られやすい条項と考えられているようである。

しかしながら、国家緊急権（緊急事態条項）とは、大規模災害や外国からの侵攻に対処するために、権力分立を一時停止して政府に権限を集中させ、国民の基本権に特殊な制限を加えることを眼目とするものであるが、非常事態における例外的措置とはいえ、立憲主義による人権尊重という憲法の基本理念とは相反する面がある危険な制度である。

すなわち、人権尊重という憲法の根本理念は、憲法の実在意義を権力の抑制規範と位置づける立憲主義に支えられるものであるが、国家緊急権の創設により憲法による人権保障の例外が設けられ、さらに行政権に権限が集中され立法権・司法権による抑制が機能しない領域が作り出されることで、無令状の逮捕・捜索をはじめ、報道統制、通信検閲、結社の自由の制限、外出禁止、過度の財産権制限など、強度の人権侵害がなされる危険性が極めて高い。また、国家緊急権がひとたび国家権力に濫用されれば、行政権に対する議会による民主的統制も人権侵害に対する司法による救済も困難となるため、濫用は長期化・恒久化することが多く、そこからの回復は困難を極める。このような事態が立憲主義による人権尊重という憲法の基本理念に反することは明白である。

実際に、国家緊急権が発動され、濫用された歴史がある。ワイマール憲法下のドイツにおいて、ナチスが大統領緊急令を濫用して政敵を倒した挙句、全権委任法によってワイマール憲法を無力化して独裁体制を築いた。第5共和制下のフランスにおいて、ドゴール大統領がアルジェリアにおける将軍の反乱の鎮圧にあたって共和制憲法第16条の大統領緊急権を発動し、反乱自体は1週間もたたずに鎮圧されたにも関わらず、その後約5か月間にもわたってその発動を解くことなく、不当な逮捕・監禁や、報道の自由の制限を続けた。このように、国家緊急権は、歴史的事実に鑑みれば、いかに厳格な要件を課したとしても、濫用を阻止することは極めて困難であり、ひとたび濫用されるとこれを覆すことは極めて難しい危険な制度である。

そして、そもそも、包括的な政府への権力集中となる憲法上の国家緊急権が必要だとする立法事実についても、重大な疑義がある。必要性の根拠とされる大規模な自然災害等への対策については、災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法、災害救助法、自衛隊法等が現に存在するし、不十分な点がある

のであれば、被災地の自治体にこそ主導権を与える形の個別具体的な新たな立法で対処すべきで、包括的な政府への権力集中の必要性は認められない。

なお、大震災等の影響で自治体の首長や地方議会議員が欠けて自治体が機能不全に陥ったり、被災地の選挙区で選挙を施行できずに当該選挙区の衆議院議員の任期が切れて国会が機能不全になるという指摘もあるが、地方自治法では首長も立法権を有し、首長が欠けた場合の職務代理者の規定も整備されているので緊急時にも立法機能はカバーできるし、公職選挙法上も衆議院議員選挙の繰り延べ投票の規定もあり、参議院の緊急集会も含めてそれらの解釈や運用で対処は十分可能と思われる。少なくともそれらのことが、包括的な政府への権力集中となる憲法上の国家緊急権の創設の立法事実になるとは考えられない。

また、テロ・内乱等の事態への対処についても、警察権の適切な行使と最低限必要な立法的措置により対応すべきものであり、人権制約の要素が極めて強く濫用の危険性も高い憲法上の国家緊急権の必要性までは認められない。

さらに、他国から武力攻撃があった場合という想定についても、そもそも、日本国憲法は、戦争を放棄し交戦権を認めないものであるから他の国々のような戦時的緊急権を規定する余地はないし、我が国自体の専守防衛のための実力行使の場合については自衛隊法等の立法的措置が既にあるのであり（ただし集団的自衛権までは憲法上認められない）、それ以上に憲法上の国家緊急権まで必要だという具体的な根拠はない。のみならず、いかに国家緊急権の発動要件を厳格に定めても、安全保障関連情報が特定秘密保護法の特定秘密に指定されている以上、国会議員でさえも判断の基礎となる情報が十分に得られず適切な判断ができないおそれがあり、濫用に対する歯止めが極めて困難である。

なお、自由民主党が2012年に発表した憲法改正草案においても国家緊急権は盛り込まれているが、緊急事態宣言の発動要件が内閣総理大臣に包括的に委ねられており、国会の事前・事後の承認規定も多数与党の際には民主的抑制機能に疑問があること、緊急事態の期間に制限がないこと、重要な部分を法律に委任していること等に鑑みれば、やはり濫用につながりかねない。

以上のとおり、一時的にせよ立憲主義を機能停止させる国家緊急権は、重大な人権侵害の危険性が極めて高く、また国家権力による濫用のおそれも強く、かつ立法事実の存在も認めることはできないことから、憲法を改正して憲法典中に国家緊急権を条項化することには反対する。

2016年11月24日

東京弁護士会会長 小林 元治

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆるカジノ解禁推進法案)の成立に反対し廃案を求める会長声明

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下「カジノ解禁推進法案」という。)については、本年11月30日に衆議院内閣委員会において審議入りし、本年12月2日に同委員会において採決された。新聞報道によれば、同月6日にも自民党は衆議院本会議を通過させ今国会での成立を目指しているとのことである。

カジノ解禁推進法案については、2014年11月の衆議院解散で一旦廃案となったが、2015年4月に再提出された。

当会は、2014年11月、弊害の検証が不十分であること、現状のギャンブル依存症の防止対策の検討もないままカジノを

解禁するとさらに深刻化する懸念が強いこと、ヤミ金等アンダーグラウンドマネーによる被害が再燃する懸念があることなどから、カジノ解禁推進法案に対し、強く反対し、廃案を求めているところであり、拙速にカジノ解禁推進法案を通過させることには、断固反対である。

よって、当会は、カジノ解禁推進法案の成立に改めて強く反対し、廃案にすることを求めるものである。

2016年12月5日

東京弁護士会会長 小林 元治

